

長門市過疎地域持続的発展計画書

(令和3年度～令和7年度)

山口縣長門市

目 次

1. 基本的な事項	
(1) 長門市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 市の行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	17
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	17
(7) 計画期間	18
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	18
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	20
(2) その対策	21
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	22
3. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	26
(3) 事業計画	30
(4) 産業振興促進事項	33
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	34
(3) 事業計画	34

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 事業計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	43
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	49
(3) 事業計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	53
(3) 事業計画	53
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	55
(3) 事業計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58

10.集落の整備	
(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 事業計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	59
11.地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	60
(3) 事業計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	61
12.再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	62
(3) 事業計画	62
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62
13.その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	62
(3) 事業計画	63
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	63
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	
	64

長門市過疎地域持続的発展計画

1. 基本的な事項

(1) 長門市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本市は、山口県の西北部に位置し、東は萩市に、南は美祢市及び下関市に接しています。市域は東西に約 40km、南北が約 20km、総面積は約 358k m²です。北は日本海に面し、北長門海岸国定公園に指定され、中央に海上アルプスで知られる名勝・青海島があり、その東西に形成される深川湾、仙崎湾の 2 つの入り江が天然の良港となっています。また、西部には変化に富む海岸線や棚田等の美しい向津具半島が伸び、油谷湾を形成しています。南部は中国山地の支脈となる標高 600～700m の山地帯で、谷あいには湯免、湯本、俵山、黄波戸、油谷湾の 5 つの温泉郷を有しています。日本海に注ぐ河川は、いずれも流路延長が短くその流域面積も小さくなっています。気候は、年平均気温約 16℃、年間降水量約 1,800mm となっており、対馬暖流の影響を受けるため温暖多雨ですが、日本海に面するため冬の季節風の影響による降雪もみられます。

(イ) 歴史的条件

本市は、平成 17 年 3 月 22 日に旧長門市と大津郡三隅町、日置町及び油谷町が合併して誕生しました。合併前の長門市、油谷町は、昭和 29 年の町村合併推進法の方針による町村合併を経験し、三隅町、日置町は、おおむね旧村をそのまま引き継ぐ形で発展してきました。21 世紀を迎え、本格的な少子高齢化社会の到来、国、地方を通じた財政状況の著しい悪化、地方分権の推進、高度情報化の急速な発展などの社会状況が大きく変化したことに伴い、住民にとって魅力あるまちづくりを進めるために平成の大合併を選択したものです。

(ウ) 社会的、経済的条件

本市は、温暖な気候と海・山・温泉などの豊かな自然環境に恵まれており、これらの共通する地域資源を活かした農林水産業や観光産業が基幹産業となり発展してきました。農業では、平野部における稲作や野菜生産、丘陵部等における畜産が営まれています。漁業では、沿岸、沖合漁業の基地として漁港整備がされ、本市の魚の品質は、仙崎ブランドとして全国的に有名です。また、ヒラメ等の従来の養殖業をはじめ、トラフグの陸上養殖やマグロの養殖も行われています。道路網は、日本海側を東西に結ぶ国道 191 号と、山陰と山陽を南北に結ぶ国道 316 号及び 491 号の 3 本が主要幹線となっています。平成 23 年に開通し、将来、山陰道の一部となる高規格道路萩三隅道路は、萩市往来の主要道路となっています。

また、令和元年度に開通した長門・俵山道路は、災害時の俵山地区の孤立の回避や、救急医療活動を支援するなど、地域の安全・安心の確保に寄与しています。加えて、7本の主要県道が東西、南北に整備されており、市民の一体化や他地域との往来に寄与しています。鉄道は、JR山陰本線が国道191号とほぼ平行に走り、南北には、JR美祢線が厚狭駅で山陽新幹線と連結しています。バスはサンデン交通(株)、防長交通(株)及びブルーライン交通(株)の3社が運行しており、県内他地域との移動を行う上で重要な役割を果たしています。

イ 過疎の状況

(ア) 過疎の現状

本市は、農林水産業、観光産業を基幹産業として発展してきましたが、高度経済成長期に産業や人口が都市圏へ集積されるようになると、若者の流出による人口減少に歯止めがかからず、平成2年の国勢調査人口47,656人が、平成27年には35,439人と約25.6%も減少しています。また、生産年齢人口は平成2年の29,849人が、平成27年には17,793人と約40.4%も減少しています。さらに近年では市内主要企業の組織再編に伴う撤退による就業の場の減少が影響し、人口の減少に歯止めがかからない状況が続いています。これらの人口の減少は、産業の担い手不足による地場産業の低迷、集落の機能低下等、様々な方面で深刻な問題を提起しているといえます。

(イ) これまでの対策

本市のうち旧日置町と旧油谷町は過疎指定を受け、総合的かつ計画的な事業実施に努めてきました。旧日置町では昭和46年度から過疎地域振興計画、平成2年度から過疎地域活性化計画及び平成12年度からの過疎地域自立促進計画（前期）に基づき農業生産基盤整備や幹線町道の整備、さらには下水道整備や公営住宅、学校施設整備を実施してきました。

また、旧油谷町では、昭和55年度に過疎地域振興計画、平成2年度からは過疎地域活性化計画及び平成12年度からの過疎地域自立促進計画に基づき農業生産基盤整備や漁港整備、地域開発の重点施策となる観光振興開発、交通通信体系の整備として市道や広域農道整備、ケーブルテレビ事業を、また、生活環境整備として農業集落排水事業に取り組んできました。平成17年度からは、市内全域を計画に盛り込んだ過疎地域自立促進計画に基づき、快適な生活環境と安定した保健・福祉・医療サービスの充実と、生きがいを持って参画できる地域社会の構築や交通・産業基盤を整備するための事業実施に努めてきました。

(ウ) 現在の課題及び今後の見通し

このように本市では、基幹産業である農業・漁業の基盤整備をはじめ観光施設整備、住民生活に密着した道路、学校、上下水道施設の整備等の諸施策を重点的

に実施し、誰もが安心して定住できる条件整備を積極的に推進してきました。

しかしながら、本市を取り巻く社会・経済情勢は急速に変化し、地域活性化の取組や高度情報通信化の整備が遅れ、人口の減少は今後も避けられない状況となっています。こうした人口減少は超高齢化社会の要因ともなり、産業や福祉等、多くの分野に大きな影響を与えています。今後は若者の定着や UJI ターンの推進を積極的に図り、人口の減少規模を縮小していく必要があります。そのためには、地域活動を軸とした、住民自らが関われる地域の魅力づくりをさらに推進していくとともに、これらの活動を支援する社会環境を整備していくことが必要となります。

こうした現状の課題解決に対応するとともに、今後は、住民の心の豊かさの実感となる、人とのコミュニケーションネットワーク整備、ツーリズムなどによる自然を活かした都市住民との交流等、新たなサービスの提供に対応していかなければなりません。特に人口定住条件として、産業の振興による経済基盤の確立に加え、上下水道やごみ処理対策、道路網の整備や高度情報社会への対応等、生活環境の整備を両輪とした行政を計画的、効果的に展開することが求められています。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

新型コロナウイルス感染症が世界経済へ深刻な影響を及ぼしている中、国内の経済状況も感染状況に左右され、先行きが不透明な状態にあります。また、本市を取り巻く社会・経済情勢は、少子高齢化の進行や社会構造の変革、経済のグローバル化、価値観や生活様式の多様化等、あらゆる面で変化しつつあります。特に、急激な人口減少は、市内のあらゆる活動に多大な影響を及ぼすことから、行政主導のもと積極的で実効性のある対応が急務となっており、「しごとづくり」、「ひとづくり」、「まちづくり」の均衡のとれた対策が必要です。

本市の産業は、第1次産業における生産とそれらの加工、そして恵まれた資源を活かした観光を中心としており、農業、水産業、商工観光業が連携し産業の活性化を図るとともに、高齢者、障害者、児童等すべての住民が笑顔あふれるように、生活環境や福祉の充実に努め、心の豊かさを実感するとともに、健康で安全・快適に生活できるまちづくりを目指します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は昭和30年の66,112人をピークに減少を続け、平成27年までの60年間で46.4%、30,673人が減少しており、特に昭和35年から昭和45年までの10年間で9,619人と急激に減少しています。その後5年毎の人口推移では、平成17年までは1~5%台の減少が続きましたが、平成22年までの5年間では6.8%、平成27年までの5年間では7.5%と減少傾向がさらに強まっています。

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた、「日本の地域別将来推計人口（平成30年

3月推計)」によると、総人口は平成27年から令和7年までの10年間で6,086人、また令和17年までの20年間では12,010人の減少が見込まれています。

年齢階層別増減率では、老年人口が10年間で3.0%の減少が見込まれていますが、年少人口は26.1%の減少、生産年齢人口は26.6%の減少が想定され、今後、少子高齢化がますます進行していく見通しです。高齢者の住み良いまちを構築するとともに、若者の定住を軸とした積極的な人口定住策を強力に推進する必要があるといえます。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位:人、%)

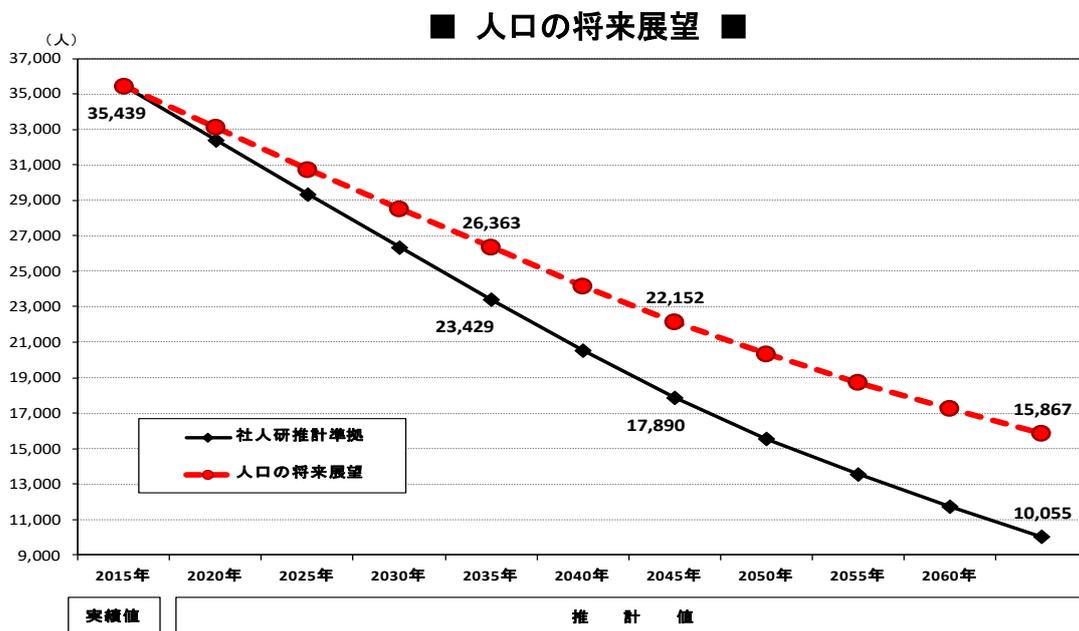
区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 62,866	人 51,421	% △18.2	人 47,656	% △7.3	人 41,127	% △13.7	人 35,439	% △13.8	
0 歳～14 歳	20,575	10,839	△47.3	8,297	△23.5	4,649	△44.0	3,560	△23.4	
15 歳～64 歳	37,487	33,972	△9.38	29,849	△12.1	23,486	△21.3	17,793	△24.2	
うち15歳～29歳(a)	14,100	10,034	△28.8	6,203	△38.1	5,009	△19.2	3,232	△35.5	
65 歳以上 (b)	4,804	6,610	37.6	9,504	43.8	12,992	36.7	14,070	8.3	
(a)/総数 若年者比率	% 22.4	% 19.5	—	% 13.0	—	% 12.2	—	% 9.1	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 7.6	% 12.9	—	% 19.9	—	% 31.6	—	% 39.7	—	

(注) 年齢不詳があるため総人口と一致しない場合がある

本市では、第1期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、2030年までに、総人口に対する社会減の割合を1/2に抑制し、合計特殊出生率を1.90まで向上させる目標を設定し諸施策を進めてきました。

第2期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、第1期の成果等を検証した上で、総人口に対する社会減の割合0.25を堅持するとともに、合計特殊出生率は引き続き2030年までに1.90を目指して諸施策を展開していくこととし、これらが実現できれば、2065年（令和47年）における人口が約15,000人の水準を維持することが可能となります。

表 1-1(2) 人口の見通し（長門市人口ビジョン 令和2年3月改訂版）



(単位:人、%)

		実績値	推計値									
			2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研推計準拠	合計特殊出生率		1.52	1.51	1.51	1.52	1.52	1.53	1.53	1.53	1.53	1.53
	推計人口		32,409	29,353	26,361	23,429	20,554	17,890	15,575	13,568	11,753	10,055
人口の将来展望	合計特殊出生率	35,439	1.52	1.65	1.90	2.00	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07
	総人口に対する社会増減の割合		0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	推計人口		33,129	30,733	28,522	26,363	24,167	22,152	20,340	18,741	17,270	15,867

(注)総人口に対する社会増減の割合は、社人研推計を基準として算出。

平成27年における総就業人口は17,892人となっており、平成17年からの10年間で3,461人(16.2%)減少しています。過疎化・高齢化により今後もこの傾向は続くと考えられます。平成27年の産業別就業人口では、第1次産業人口が2,348人13.6%(県平均4.8%)、第2次産業3,940人22.8%(県平均25.6%)、第3次産業10,944人63.3%(県平均67.5%)で、県平均と比較すると第1次産業の割合が高く、第2次産業、第3次産業の割合は低くなっており、農業、漁業を中心とした第1次産業が基幹的な産業となつ

ています。しかし、第1次産業の就業者割合は年々減少し、代わりに第3次産業の就業者の割合が増加する傾向となっています。

表 1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 29,933	人 27,092	% △9.5	人 25,285	% △6.7	人 21,353	% △15.6	人 17,892	% △16.2	
第1次産業 就業人口比率	52.7% 15,782	36.8% 9,974	—	23.1% 5,839	—	16.8% 3,591	—	13.6% 2,348		
第2次産業 就業人口比率	14.7% 4,397	18.3% 4967	—	25.6% 6,476	—	24.6% 5,242	—	22.8% 3,940		
第3次産業 就業人口比率	32.6% 9,746	44.7% 12,120	—	51.2% 12,955	—	58.6% 12,478	—	63.3% 10,944		

注) 分類不能人数は、各就業者数には含まず、計には含む

(3) 市の行財政の状況

ア 行政の状況

地方公共団体を取り巻く状況は、国における構造改革や地方創生の推進等、様々な社会情勢の変化に伴って大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式の浸透やデジタル化の推進等、生活や社会構造が大きく転換していく中で、行政に対する要望等も複雑多岐となってきました。

こうした社会情勢の変化や住民ニーズに対応するためには、行政組織や業務全般の見直しを行い、効率的で適正な規模の組織機構による、多様で質の高い行政サービスが提供できるように変革していくことが必要不可欠となっています。その実現のためには職員教育にも力を注ぎ、住民ニーズや社会情勢を的確に把握し対処できる職員を養成することが行政としての責務であり、効率的かつ効果的な行政運営を推進するとともに、急速に進展する情報社会の流れにも対応していかなければなりません。

イ 財政の状況

本市の財政構造は、地域経済が脆弱であることから自主財源に乏しく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない構造となっています。その上、人口規模に比べ広範な中山間地域を有しているために、生活環境整備や教育、福祉行政施策に経費を要するなどの地域特有の課題も多く、厳しい財政状況が続いています。

また、少子高齢化や若者の都市部への流出による社会・経済活動の縮小に伴う市税の減収に加え、生活基盤の維持や福祉対策、さらには公共施設の老朽化や空き家への対策等、本市の抱える構造的な課題が財政運営に影響を及ぼす厳しい状況が、更に進んでいくものと考えられます。

全国的に人口減少社会へ移行しており、今後、国、地方を含め厳しい財政状況が予想されることから、更なる行政経費の節減と効率化を図りつつ、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努めるとともに、新たな財源獲得を進めるなど、財政健全化の取組により、持続可能なまちに向けた適正な財政規模の確保と、新たに発生する問題にも適切に対応できる財政基盤の確立を図っていかなければなりません。

ウ 施設整備水準等の現況と動向

施設整備の状況については、過疎計画や総合計画における事業実施によって計画的に整備を進めたことにより、全国平均的な水準が達せられています。一方で、公共施設等の市民一人当たりの延床面積は、6.92㎡と高い水準にあるものの、経年劣化の激しい施設や遊休施設が増加しており、時代に即した良質で持続可能なサービスを提供するため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適化を図る必要があります。

表 1-2(1) 市財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	22,942,815	21,979,116	24,956,813
一般財源	13,716,102	13,903,006	12,925,041
国庫支出金	2,691,917	2,284,843	2,647,955
都道府県支出金	1,460,364	1,601,635	1,621,572
地方債	3,130,000	2,108,700	4,659,157
うち過疎対策事業債	290,800	658,400	1,000,200
その他	1,944,432	2,080,932	3,103,088
歳出総額 B	22,445,043	21,161,797	23,913,719
義務的経費	11,000,412	9,360,434	8,781,050
投資的経費	3,442,918	2,741,001	5,595,595
うち普通建設事業	3,228,313	2,612,726	5,552,286
その他	7,340,792	8,042,344	7,816,505
過疎対策事業費	660,921	1,018,018	1,720,569
歳入歳出差引額C(A-B)	497,772	817,319	1,043,094
翌年度へ繰越すべき財源D	49,401	136,122	343,771
実質収支 C-D	448,371	681,197	699,323
財 政 力 指 数	0.38	0.33	0.34
公 債 費 負 担 比 率	25.0	19.2	17.6
実 質 公 債 費 比 率	-	-	7.3
起 債 制 限 比 率	12.8	-	-
経 常 収 支 比 率	89.8	89.5	93.3
将 来 負 担 比 率	-	-	26.0
地 方 債 現 在 高	26,847,871	23,035,983	23,853,443

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	19.9	36.4	51.5	55.1	56.9
舗装率(%)	41.8	77.7	89.6	91.6	92.0
農道					
延長(m)	219,911	185,090	216,551	180,816	184,889
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	46.6	40.4	50.0	52.4	54.5
林道					
延長(m)	161,124	180,902	187,504	164,400	164,400
林野 1ha 当たり林道延長(m)	9.2	10.5	12.7	6.1	6.1
水道普及率(%)	73.1	84.1	91.0	97.19	94.6
水洗化率(%)	16.5	31.0	63.7	88.0	91.2
人口千人当たり病院、診療所の 病床数(床)	5.1	21.7	23.2	26.2	29.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 計画の趣旨

「長門市過疎地域持続的発展計画」は「第2次長門市総合計画」を上位計画とし、「第2期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や他の関連する計画と連携、整合性を図りつつ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し策定するものです。

イ 基本方針

本市の人口減少や高齢化の進行による集落機能の低下や維持困難な集落の増加が進む一方、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村に移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まり等、過疎地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、過疎地域における持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、次の6つの分野ごとにハード・ソフト事業の両面から、過疎地域の持続的発展に向けた諸施策を展開します。

- ①地域資源を活かした産業振興の基盤強化の推進
- ②移住・定住・交流の促進
- ③デジタル技術の利活用
- ④安全・安心に暮らせる生活環境整備の推進
- ⑤個性豊かな輝く人を育む体制の整備
- ⑥生涯「健幸」で地域活力のあるまちの構築

また、本市の地理的・歴史的な要因やまちづくりの展開の可能性から、東部地域は、市の行政・経済の中心として、中心市街地の活性化や集客施設の整備、漁港施設の整備等により都市機能の充実を図るとともに、都市景観づくりへの誘導等、魅力ある都市計画や生活環境づくりに努めます。加えて、文化・芸術事業と連携した観光の展開を図ります。南部地域では、豊かな自然に恵まれた温泉観光地域として、自然環境の保全と林業振興や観光地としての魅力発信に積極的に取り組むとともに、地域の生活環境の整備・充実に努めます。西部地域では、田園と森林、海岸が調和した美しい農漁業地域として、農漁業の振興に重点的に取り組むとともに、各集落の生活環境の整備やコミュニティの育成を図ります。南部及び西部、北部地域では、恵まれた自然を活用し、アウトドアツーリズムを通じた都市との交流を活発に行うことにより、観光振興を図ります。

さらに、本市の主要産業である第1次産業については、就業人口の減少に対応するため、基盤強化に取り組むとともに、各産業分野の垣根を越えた地域内循環の仕組みを構築することで、市民の雇用の確保と所得向上を図ります。

市内各地域の公共施設については、施設の現状と地域での実情を考慮しながら、有効活用を図るとともに、効果的な再配置を図ります。

①地域資源を活かした産業振興の基盤強化の推進

・産業の成長を支える基盤づくり

自然災害の影響を受けにくい地勢的・地質的特徴等の強みを活かしながら、企業側のニーズを掘り起こしつつ本市中核的産業のさらなる成長が見込める企業の誘致施策を集中して展開し、地元事業者とのベストミックス（最適なバランス）により企業間取引を活発化させ、イノベーションの促進、新規事業の形成及び域外資金の獲得につなげます。併せて、産業間連携の仕組みを確立し、シームレスな連携を促すことで産業間の有機的な結び付きによる強固なサプライチェーンの構築及び資金の域内循環につなげ、地域資源の付加価値を高めることにより新規事業の展開や新たな販路の拡大を目指します。

また、公民ともに進行する設備の老朽化、管理されず荒廃する農地・林地等の増加、地域内での協力体制の脆弱化、有害鳥獣による被害の拡大等、生産体制に直結する課題とアクセス性の悪さによる物流面での課題を抱えています。それらの課題を解決するため、農地・農道・林道・漁港等の生産条件整備により足腰の強い産業基盤を構築するとともに、通信網の整備により先端技術の円滑な導入を促進し、生産性向上及び生産・流通システムの低コスト化につなげます。さらに、先端技術の導入を加速させ、地域一体となって産業のスマート化に取り組み、生産性の向上につなげます。

・産業活動を支える人材の確保・育成

産業振興を図るためには、本市の課題である若者や女性の市外流出を抑制し、産業活動を支える人材を確保・育成していくことが不可欠です。また、市内事業者・経営者の高齢化が深刻であることに加え、慢性的な労働力不足が本市の経済成長を阻害しています。そのような状況を改善するため、多様な力を活かすための人材マッチングの強化や新規就業に係る支援策の充実を図り、産業活動を支える人材の確保及び技術・事業の承継を目指します。

また、本市の産業を担う人材が先端技能をいち早く習得できるよう、専門学科を有する大津緑洋高等学校や長門市しごとセンター等との連携を促進し、技能実習やセミナー等の受講を積極的に推進することや職場環境や子育て環境の改善により、潜在的な労働力や経験・スキルを有する人材の活用を推進し、まちの魅力向上、発信力の強化を通じて、市外・県外からも多くの人材が集まり地域一体でのものづくり向上を目指します。

②移住・定住・交流の促進

・ひとの還流と移住の促進

本市では、高校卒業後の市外への流出が大きく、この傾向は今後も継続すると想定されることから、若者の地元就職率の向上を図るため、中・高校生の職場体験の充実や、地元企業のしごとに対する理解を深めるための取組や、市内高校や近隣大学と市内企業との産学連携を強化する取組を推進すること

が重要です。

このため、長門市しごとセンターが核となり、企業における職場体験の受入を推進し、求人ニーズと求職ニーズのマッチング促進や企業の労働環境の向上への働きかけを行うとともに、進学等により市外に流出した若年層への積極的な情報提供により、将来を担う「人財」の確保に努めます。

また、転入を拡大する取組として、UJI ターンを促進するために、都市部におけるきめ細かな情報発信に努めるとともに、受入環境として空き家バンク活用事業を効果的に活用し、移住・定住支援の取組を引き続き進めます。

さらに、移住・定住に関する相談については、窓口を一元化するとともに、直接的な移住支援のみならず、雇用や子育てなど生活に必要な情報についても、関係機関と連携し対応できる体制を強化します。

・ファン獲得による関係人口の創出

観光客の増減は、観光資源等の流行に影響される傾向があることから、観光客により継続的に地域への経済効果を生んでいくためには、市内での滞在時間の延長を図るとともに、宿泊者数を増加させる取組が必要です。

そのための仕掛けとして、多彩な自然景観と海洋文化、食文化を地域資源として様々に掛け合わせ、エコツーリズムやスポーツツーリズム等、いつ来ても、誰でも「見られる、食べられる、体験できる」メニューの開発等、受入体制の整備を進めることにより、長門ファンの獲得を目指します。

また、本市には、自然に育まれた農水産物や、地場産業に由来する特産品に加え、5つの温泉地やアウトドアアクティビティ等、他市にはない固有の資源を有しています。これらの資源をふるさと応援寄附制度や EC サイトを活用して積極的に PR し、より多くの人に満足してもらう機会を提供することで、関係人口の拡大を図る取組を進めていきます。

・自然と歴史・文化による交流人口の創出

本市には、北長門海岸国定公園に指定される海上アルプス青海島をはじめ、日本最高水準の効能と手つかずの昭和風情が残る俵山温泉や、他に類を見ない水質を誇る海水浴場、向津具半島の美しい景色等の「地域が残してきた自然」に加え、仙崎かまぼこや長州黒かしわ等の「自然の恵みに支えられる産業」や、童謡詩人・金子みすゞや香月泰男画伯など「自然に育まれた文化」等の地域資源が数多く存在しています。

また、古式捕鯨の伝統と近代捕鯨の発祥の地であり、海に関する文化や、それに伴う食文化も大きな観光資源となっています。

本市に訪れる観光客は、元乃隅神社が CNN「日本で最も美しい場所 31 選」に選ばれたことや道の駅センザキッチンの開業等の影響により、平成 29 年から令和元年の観光客数は 200 万人を超えていました。しかし、翌令和 2 年から世界的規模で流行した新型コロナウイルス感染症は、本市のみならず国内

外の観光に大きな影響を与えています。宿泊者数についてもほぼ横ばいの状態でしたが、長門湯本温泉観光まちづくりのハード事業の完了と新型コロナウイルス感染症のまん延が同時期となるなど、厳しい状態が続いています。

このような潮流の中でも、観光客の増加を確かなものとするため、継続的な情報発信による認知度向上への取組を進めます。さらに、日々変化する観光ニーズを的確に把握し、交通アクセスの改善や観光地での情報入手の利便性向上に加え、自然や歴史、文化について学ぶ機会を提供するなど、観光事業者だけでなく市民も含めた総がかりで「おもてなし力」の向上を図り、地域ぐるみで観光客を受け入れる体制を構築することが重要です。

これらの取組により、来訪者の滞在時間の延長を促すことで、本市の自然や文化の良さを体感してもらい、何度でも来てみたいまちとして交流人口の拡大を図ります。

・交通アクセスの改善と受入環境整備による交流人口の拡大

交通アクセス不利地域である本市に観光客を誘致するため、山口宇部空港や新山口駅からの二次交通対策を行い、観光客の利便性を向上させ、市内観光客の増加を図ります。

また、近年増加している外国人観光客について、市内における利便性の向上を図るため、主要観光地や関係施設における Wi-Fi 環境の整備を進めるとともに、外国語表記を含む看板・案内板等の整備や市内に居住する外国人の言語力を活かし、外国人観光客に対する言語対応等についての検討を進めることにより交流人口の拡大を図ります。

③デジタル技術の利活用

・行政のデジタル化

国の「自治体 DX 推進計画」に基づく情報システムの標準化・共通化に対応するとともに、行政手続きのオンライン化やワンストップ化等によるサービスの利便性向上や、AI・RPA 等の活用による業務効率化等、デジタルを梯子とした行政の構造改革に取り組み、『スマート市役所』の構築を図ります。

・しごと・くらしのデジタル化

市内全域において、光ファイバー網整備事業による高度なブロードバンド環境を構築するとともに、教育や医療、福祉等、様々な分野で幅広く活用することで、市民の誰もがデジタル化を通じて地域活力や暮らしの豊かさを実感することができるよう推進していきます。

④安全・安心に暮らせる生活環境整備の推進

・循環型社会の形成

本市の美しい自然環境をまちづくりに活用していくために、計画的に土地

利用を推進するとともに、生態系を考えた河川や海岸の保全・改修、荒廃した森林の再生、ビオトープの活用等、失われた自然を再生する取組を進めていきます。また、公共下水道事業や農業・漁業集落排水事業の推進、浄化槽の設置促進により、し尿処理等の充実を図り、生活廃水の浄化に努めます。ごみ対策については、減量・再使用・再生利用というごみの3Rを推進するとともに、環境への負担を抑制する処理体制の構築を図ります。また、ごみのポイ捨て防止等、美化活動を促進するとともに、公害防止や地球環境対策を推進していきます。さらに、風力発電や太陽光発電、小水力発電、バイオマス等、環境にやさしい新エネルギーの研究・活用を進めていきます。こうした環境行政の推進にあたっては、分野、主体、時期等を体系化し、一人ひとりの役割分担を明確にしながらか総合的に推進していきます。

・一体的景観の形成

長門市景観計画に基づき、一体的な景観形成に努めます。景観まちづくりによって、市民の地域に対する愛着や満足度の向上、快適な生活環境の創出、観光・交流人口の増加、資産価値の向上等、様々な側面への波及効果が期待されます。

・住環境の整備

公営住宅の計画的な更新・改善・改修や住宅の耐震対策等により、良好な住宅の確保を促進するとともに、公園やポケットパーク等、既存の公共公益施設の活用等ストックを有効活用しながら効率的な整備に努めます。

また、上水道の整備では、事業運営の指針となる経営戦略の計画的な取組により、経営の効率化や財政基盤の強化、施設の更新等を進め、長期にわたり安全・安心・安定した水道事業サービスの提供に努めます。下水道の整備は、事業運営の指針となる経営戦略の計画的な取組により、人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増すなか、汚水処理施設の効率的な維持管理や改築更新を目的とした事業を展開し、下水道事業の徹底した効率化・経営の健全化に取り組みます。

・防災・防犯体制の強化

長門市地域防災計画の見直しや長門市国土強靱化地域計画の策定を行うなど、防災・減災に向けた取組を本格化させています。従来の防災行政無線や音声告知端末等のみならず、インターネットやICTの活用等の様々な情報伝達手段を確保するとともに、災害時に備え計画的な防災備蓄の促進、支援が必要な人員の把握・支援、障害者への配慮等も進めていきます。

また、地域と連携した防犯活動と防犯パトロールの充実強化を図り、さらなる防犯意識の高揚に努め、防犯灯の設置及び防犯カメラの運用により犯罪件数の減少を目指します。

- ・都市機能の強化

都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路や都市公園の整備等を計画的に進め、都市機能の強化と地域バランスのとれたまちづくりにより、都市活力の回復を図ります。また、本市の人口構成や自然環境、歴史的文化資源に配慮しながら、高度情報社会にも対応したまちづくりを推進します。

- ・総合交通対策の推進

人にやさしいユニバーサルデザインの普及に努めながら、市内の生活道路網や広域道路網の整備を進めるとともに、バス路線網・鉄道など従来型の公共交通の維持に加え、デマンド交通等の新たな公共交通の確保を図ります。また、それに併せて地域の交通安全対策を進めていきます。

⑤個性豊かな輝く人を育む体制の整備

- ・結婚・出産を応援する地域づくり

晩婚化・未婚化が進む中、若い世代が適齢期に結婚できるよう出会いの場を提供するとともに、希望どおり子どもを産み育てられるように、出産に向けたきめ細かな支援を継続的に実施し、結婚・出産を応援する地域づくりを推進します。

また、地域全体で若い世帯を見守るとともに、妊婦や出産後間もない母親が集える場所や相談体制を整備することにより、不安なく子育てに向き合えるよう支援する環境づくりを進めていきます。

共働き家庭の多い本市においては、保育環境等の充実に加え、育児休業や子育て休暇等の制度化や取得を推進するため、企業への働きかけに努めていきます。

さらに、医療費の負担軽減や多子世帯への保育料軽減等をはじめとした経済的負担を軽減することで、不安なく子育てができる環境を継続して確保し、世帯当たりの子どもの数の増加を目指します。

- ・自然と触れ合う子育て環境づくり

本市の恵まれた自然環境を最大限に活用し、子どもたちが屋外で楽しく安全に遊べるよう公園施設の適正管理や自然環境の保全を行うとともに、親子で参加できる行事等の定期的な開催により、子育ての喜びを実感できる環境づくりに努めます。また、市内各保育園では、地域住民の協力を得ながら、体験型保育や幼保小連携の取組を行い、円滑に進学できる環境整備等、地域に合った特色ある保育環境の提供に努めます。

- ・子どもたちの安全・安心の確保と質の高い教育環境の整備

学校教育については、子どもたちが安心して楽しく充実した学校生活を送

ることができるよう、教育環境の整備・充実に努めます。このため、学校施設の整備をはじめとして、いじめ等の解消に向けた取組や教育支援活動の充実を図ります。

また、本市の特色であるみすゞ学園やコミュニティ・スクール、地域協育ネットの取組を通じて、家庭・地域・学校が連携・協働し、教育内容の充実や地域総がかりで子どもたちを育てる環境の整備を図り、よりよい教育の実現を目指します。

・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成

子どもたちが、これからの変化の激しい社会を生き抜いていくためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」の育成が必要です。

このため、義務教育の9年間を見通したカリキュラム作成やPDCAサイクルに基づく効果的な取組を行うこと、デジタル教科書等を活用したICT教育の推進、英語への興味関心を高められるような各学校の取組を充実させていくことで、子どもたちの「確かな学力」の育成を図るとともに、金子みすゞのまなざしと感性を大事にした「心の教育」や健康教育にも取り組み、子どもたちの「豊かな心」や「健やかな体」の育成を目指します。

・生涯学習の充実

生涯学習・生涯スポーツについては、市民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、自由に学び、楽しみ、その成果がまちづくりに反映されるような仕組みが不可欠です。そのため、図書館や公民館、体育館等の生涯学習施設の充実を図るとともに、メニューの多様化や質の向上に努めます。

また、スポーツ活動については、推進体制の整備や競技力の向上及び指導者の育成を進めるとともに、スポーツ施設の計画的な整備に取り組み、市民の誰もがそれぞれの体力や適性に応じて、スポーツに参加できる生涯スポーツ、競技スポーツの推進を図ります。併せて、スポーツ交流人口を拡大するため、観光資源等を活用したスポーツツーリズムに取り組みます。

・個性が輝く文化の創造

地域にある伝統文化についてはその保存や継承活動への積極的な支援を図ります。そのために、高齢者が子どもたちに伝統文化を伝える高齢者自身の生きがいを子どもたちの地域教育の推進につなげていきます。また、新たな文化の創造については、自然や歴史、産業等、地域資源をモチーフにしながら、国際的な視野で、IT等も活用しながら、市民一人ひとりが個性的な文化・芸術活動を展開できる体制づくりに努めます。そのために、これまで実施してきた国際間や地域間の文化交流活動を一層充実していきます。

⑥生涯「健幸」で地域活力のあるまちの構築

・まちぐるみ健幸づくりの推進

すべての市民が生涯にわたって、健やかでこころ豊かに暮らせるよう、健康的な生活習慣を確立し、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指します。

また、食育の推進により、健康な身体の維持やこころの形成に努めます。本市の食の恵みを通じた人と人との交流や伝統的な食文化の継承、地産地消の推進、農林漁業の活性化による、健やかでこころ豊かな人づくり、元気な地域づくりを目指します。

健康づくりは、市民の自主性や主体性を重視しつつ（自助）、家庭や地域の仲間とお互いに支えあう仕組み（共助）と、それを後押しする環境づくり（公助）も重要となります。このように、個人の努力を社会全体で支援し、楽しく健康づくりに取り組むことのできる仕組みづくりを目指します。

・高齢者福祉の充実

高齢者介護福祉については、介護予防・健康づくりの施策の充実・推進を図るとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する施策や介護サービス提供体制の整備等を通して、地域共生社会の実現に向けた取組を一層推進していきます。

・障害福祉の充実

障害者福祉については、障害のある人の自立と社会参加に向けて、各ライフステージと障害程度に対応した適切な支援体制の運営と整備に努めます。

・児童福祉の充実

児童福祉については、子育て中の親子や地域の子育て経験者等が気軽に交流できるような場づくりや、高齢者も含めた多世代交流の場づくり、子育てに関する情報の提供や、相談体制の充実に努めます。また、ファミリーサポートセンター事業や病児保育等、不定期な保育ニーズへの対応を図ります。加えて、子育てと仕事の両立支援のため、休日保育・延長保育・一時保育等の保育サービスの充実や放課後児童クラブの充実を図っていきます。

・地域福祉の充実

高齢者や障害者、児童をはじめ、すべての市民が安心して暮らせる地域づくりを目指し、ボランティア活動の一層の活性化を図りながら、地域で支えあうまちづくりを進めていきます。さらに、地域で子どもを育てるといった観点や高齢者の孤立化を防止する観点から、公共施設や民間の空き家を有効活用しながら、多世代が身近な場所で憩い、交流する拠点の確保を図ります。

・地域で担うまちづくりの推進

人口減少下でも、活力を維持できる地域づくりに視点を置き、安心して住み続けられる地域社会の形成をめざし、市民と協働によるまちづくりを積極的に取り組んでいきます。コミュニティ活動等、市民活動の一層の促進が図れるよう拠点となる施設の整備を進め、市政や全市的なイベントに周辺地域からも積極的に参画しやすい仕組みづくりを目指します。また、NPO、ボランティア団体等、住民活動の展開を促進するとともに、まちづくりの担い手となるリーダー等の人材育成に努めます。また、育児や家事等への男性の参画を促すなど、男女があらゆる活動とともに参画し、能力を發揮できる社会づくりを進めていきます。

・市民と行政のパートナーシップの確立

市民に信頼される行政となるために、住民と行政のパートナーシップを確立する必要があります。少子高齢化への対応や、多様化する住民ニーズに対応するため、財政基盤の安定強化と広域的な事業実施、職員の適正配置による行政組織のスリム化によって、効率的な行政運営を推進するとともに、窓口サービスをはじめとする各種サービスの充実や専門化に努めます。また、地域によって行政サービス水準に格差が生じないように、きめ細かい行政の推進に努めるとともに、地区ごとの個性を最大限に生かしたまちづくり施策の展開を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第2期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、総人口に対する社会減の割合 0.25 を堅持していくとともに、2030年までに合計特殊出生率を 1.90 までに向上させることを目標と設定しています。本計画においても、この目標に準じた目標を設定し、地域の持続的発展を目指します。

【人口に関する目標】

指標	平成 27 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 7 年度 (目標値)
推計人口	35,439 人	33,129	30,733
合計特殊出生率	-	1.52	1.65
総人口に対する 社会増減の割合	-	0.25	0.25

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

市民をはじめ、関係機関・団体、有識者で構成される「長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」において、本計画に掲げる基本目標を評価し、その結果をホームページ等で公表します。

(7) 計画期間

計画の期間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条に基づくものであることから、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の有する公共施設等については、合併前市町において建設されたものが大半を占めており、老朽化した施設や遊休施設については、施設の統廃合を順次行うなどの対策を行ってきました。それにもかかわらず市民1人当りの公共施設保有面積は6.92㎡と高い水準となっています。今後、本市における人口減少やそれに伴う財政収入の減少、施設利用需要の変化に加えて、施設の更新・維持コストを考慮し、施設の現状を調査・分析した上で、効果的な施設マネジメントの対応が必要となっています。また、過疎計画における施設建設等を含めたインフラ整備においても、公共施設等総合管理計画の目標や、以下に示す分野別取組方針に沿って、アセットマネジメントを推進していく必要があります。

分野別取組方針（長門市公共施設等総合管理計画第2次アクションプラン～抜粋～）

	分野別	施設種別	方針
1	行政系施設	庁舎等、消防施設、 その他行政系施設	施設の老朽化による更新等に併せて複合化や更なる機能の集約化等を検討します。
2	市民文化系施設	集会施設、文化施設	規模の適正化を図りながら計画的に更新していくとともに、施設の効率的な利用の検討、コスト縮減に向けた取り組みなど、管理運営について更なる検討をします。
3	社会教育系施設	図書館、博物館等	施設の配置状況から、継続利用（現状維持。ただし民俗資料展示室は統合を検討）としますが、施設の効率的な利用の検討、利用者の増加に向けた取り組みなど、管理運営について更なる検討をします。
4	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、レクリエーション施設	スポーツ施設については、コストとサービスの観点から施設のあり方、維持管理や運営などを見直す必要があります。 レクリエーション施設については、規模の適正化を図りながら計画的に更新していきます。
5	産業系施設	産業系施設	規模の適正化を図りながら計画的に更新していきます。

	分野別	施設種別	方針
6	学校教育系施設	学校、その他教育施設	学校施設については、「長門市学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改造、長寿命化改修等を行い、施設の長寿命化を図ります。
7	子育て支援施設	保育所、幼稚園、幼児・児童施設	規模の適正化を図りながら計画的に更新していきます。
8	保健・福祉施設	保健施設、高齢福祉施設等、児童福祉施設	規模の適正化を図りながら計画的に更新していきます。
9	医療系施設	医療施設	施設の配置状況から、継続利用（現状維持）とします。
10	公営住宅	公営住宅	「長門市営住宅長寿命化計画」に基づき計画的に更新していきます。
11	供給処理施設	供給処理施設	規模の適正化を図りながら計画的に更新していきます。
12	その他施設	その他施設	適切な維持管理に努めるほか、利用を見込めない施設については、除却または売却等を検討します。
13 -1	道路	市道	都市計画マスタープランと整合性を持たせながら、長寿命化を図ります。
13 -2	橋りょう	橋りょう	「長門市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化対策を計画的に行っていきます。
13 -3	河川	河川	巡視や災害発生後の点検等により施設の状況を適切に把握し、適切に機能回復を図ります。
13 -4	公園	都市計画公園	施設の長寿命化対策を行いながら、継続利用（現状維持）とします。
13 -5	上水道施設	上水道施設	企業会計としてアセットマネジメントの観点から、経営の健全化を図りつつ、計画的な施設の維持管理を行います。
13 -6	下水道施設	下水道施設	公営企業法の適用による企業会計制度を導入し、ストックマネジメントの観点に基づき、計画的かつ効率的に管理しながら、長寿命化を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

人口減少と少子高齢化による過疎化に歯止めをかけ、地域の活力を維持・活性化していくため、移住・定住促進対策として、空き家バンク制度の運営、移住希望者への定住促進施設の整備・運営、各種定住支援、定住支援員及び移住コーディネーターの配置等、受入体制を整備するとともに、インターネット等を利用した情報発信等により、移住希望者に本市の魅力を積極的にPRし、本市への移住促進を図っています。

地域の過疎化に歯止めをかけるためには、移住・定住施策は重要な位置づけとなっていますが、従来の行政主体の取組では限界があるため、地域コミュニティや地域団体との協働による移住施策を強化していく必要があります。

イ 関係人口

人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。そこで、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大していくことで、地域づくりの担い手として、地域の課題解決や活性化、将来的な移住者へつなげる取組を促進する必要があります。

ウ テレワーク・ワーケーションの推進

コロナ禍を契機として、時間や場所にとらわれない「働き方の新しいスタイル」が普及し、都市部の事務所に勤務しながら、地方へ移住する、いわゆる「転職なき移住」の取組が推進されています。

こうした社会の変化や地方への関心の高まりをしっかりと捉え、新たな人の流れを創出・拡大していくテレワーク・ワーケーションの推進を図る必要があります。

エ 地域間交流

近年の観光形態は、学びや交流等の体験型にシフトしており、修学旅行においても従来の周遊型から、農業や漁業等を実際に体験し、地域住民と交流を深める着地型観光にシフトしています。本市では、海の幸、山の幸を活かしたブルーリズムやグリーンツーリズムが盛んで、青海島地区、俵山地区、通地区で農山漁村体験の受入れを行っています。また、「健幸に取り組むまち」の市内外へのイメージづくりに向けた取組として、本市の強みである健康な食、温泉、海、森林を活用したガストロノミーウォーキングを開催し、フードツーリズムエリア認証を生かした施策に取り組んでいます。しかし、地域の担い手不足により、需要があってもそれに応じきれない地域事情があり、継続実施に不安を抱えています。

(2) その対策

ア 移住・定住

移住希望者の関心が高い移住後の住居やしごとに関する情報、さらには移住後の起業に関する情報等について積極的に発信するとともに、移住希望者とのミスマッチを防ぐため、各地域のまちづくり協議会等との連携によりきめ細やかな移住相談を実施していきます。

また、ふるさと納税や地域づくり活動・伝統行事への参加の呼びかけなど、地域とのつながりを持つ機会を提供し、地域と継続的にかかわる多様な人材である関係人口の創出・拡大していくことで、地域への新たな人の流れを創出し、地域の活性化、将来的な移住につなげる取組を実施していきます。

イ 関係人口

地域課題解決のため、都市住民が農山漁村等の地域にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」の推進を検討します。

また、本市には、自然に育まれた産品や、地場産業に由来する特産品に加え、5つの温泉地やアウトドアアクティビティ等、固有の資源を有しています。これらの資源を、ふるさと応援寄附金制度を活用してPRし、より多くの人に満足してもらい機会を提供することで、関係人口の拡大・創出につなげます。

ウ テレワーク・ワーケーションの推進

豊かな自然やアクティビティ、温泉等地域特有の環境を活用したプログラムを提供することで、新しい働き方や生活スタイルに対応したワーケーションを推進します。さらに、長門市しごとセンターと連携し、首都圏等からのサテライトオフィス進出やワーケーション利用等「働き方の新しいスタイル」の実践・定着を推進します。

エ 地域間交流

自然や田舎体験を生かした都市住民との交流メニューのさらなる充実により、本市を訪れた方々の満足度を高める取組を推進していくとともに、各ツーリズム事業間の連携や、観光コンシェルジュの育成等、おもてなしの意識醸成を図っていきます。

また、フェイスブックやインスタグラム等のSNSを活用して情報の共有や、意識の醸成に向けた地域間交流の情報発信に積極的に取り組みます。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
空き家バンク制度を利用した移住者数	15人（R2）	20人（R8）
空き家バンクの空き家登録件数	52件（R2）	80件（R8）

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	定住促進対策事業	長門市	
		俵山交流拠点施設運営事業	長門市	
		健幸資源活用によるまち・ひとづく り事業	長門市	
		世界大会等長門キャンプ招致事業	長門市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市は全域が特定農山村地域に指定されています。農業においては、全地域で従事者の高齢化、後継者の不足が著しくなっています。また、米消費の減少による米価の下落が追い討ちをかけて、農業経営が非常に厳しい状況にあることは他の中山間地域と同じです。

長門地区は、北部が日本海に面し、日本海に注ぐ深川川水系に沿った真木・渋木地区、深川湯本地区では、狭小な谷あい耕地が展開しています。西深川地区には約30haの田園地帯があり、大きい区画での近代農業が展開されています。また、俵山地区は瀬戸内海に注ぐ木屋川水系の源流周辺に展開する中山間地域で、水稲が中心の地域です。

本地区では水稲を中心に、転作作物として多品目がみられ、近年特産物として、いちご、なす、長門ゆずきち、はなっこり一等の栽培を推進しています。また、本市においては養鶏業が盛んで養鶏専門の農協組合もあるため、飼料となる飼料用米栽培への取組が増加しています。

三隅地区は、長門地区の東部に隣接して東西方向に細長く展開する農村地帯です。特産物として、ハウスねぎ、いちご、その他の野菜のほか、南瓜、白オクラの栽培にもチャレンジするなど農業意欲を感じる地域です。水稲以外にも多品目の野菜等の栽培が熱心な地域となっています。

日置地区は、北部の一部を除き、全体的には平坦な田園地帯が展開し、ほ場整備率は97.4%となっており、南部の田園地帯では大区画のほ場を利用した水稲を主体としながら、転作田を利用して、いちご等の施設集約型園芸と、共販に対応

したスイカ、キャベツを取り入れた経営の多角化に取り組んでいます。

油谷地区は、中央部では大区画のほ場整備により営農効率の向上が図られていますが、向津具半島一帯は多くの棚田地帯を形成し、その耕作条件の悪さから後継者がほとんど見られず、高齢化率も極端に高い地域となっています。農業経営は、担い手や後継者不足の影響で困難を極めており、その維持管理のために基盤整備の充実、新規就農者の確保が求められています。また、1,300箇所を超えるため池の管理が大きな課題となっており、地すべり地帯でもあることから、その対策が急がれています。特産品としては、いちご、ピワ等の産地化に取り組んでいます。

一方、日置・油谷地区では、畜産が盛んで、和牛の飼育頭数は県内でも上位の頭数を誇っています。また、農業粗生産高では養鶏によるブロイラー生産がもっとも大きくなっていますが、このことは深川養鶏農業協同組合の存在が大きく寄与しています。

本市においても他市と同じく農業従事者の高齢化、担い手の不足という同じ悩みを抱えていることから、担い手の育成については重点的に取り組んでいきます。

しかし、近年特にホンシュウジカやイノシシ、サル等の鳥獣被害が深刻で、年次的に対策を講じていますが被害はなかなか減少せず、営農意欲を減退させているという問題も抱えているところです。

今後は、ため池、水路、農道等の土地改良施設の改修はもちろん必要ですが、同時に地域づくり、人づくり等のソフト事業も重要となると考えられます。

イ 林 業

本市の森林面積は 26,839ha で総面積の 75.1%を占めており、素材生産や特用林産物の生産が行われています。

近年は原木価格の低迷や森林所有者の高齢化、シカ被害等により林業に対する意欲が減退しており担い手不足から適切な管理がされず放置される森林が増加しています。

しかし、伐期を迎えた 10 齢級以上の人工林が半数以上となっており、森を育てる段階から、伐採して利用する段階となっています。

ウ 水産業

本市が位置する山口県西北部地域は、日本海に面し、岩礁等の変化に富んだ海岸線と深川湾、仙崎湾、油谷湾の内湾を有し、周辺は多くの天然礁に恵まれ、北上する対馬暖流の影響を受け、古くから漁業基地として栄えてきました。

主な漁業種類は、定置網漁業、小型底びき網漁業、中型まき網漁業、棒受網漁業、刺網漁業、敷網漁業、一本釣漁業、採介藻漁業及び養殖業等ですが、漁業者の高齢化と後継者不足が進んでいます。また、漁場の荒廃等の漁業資源減少による漁獲量の低迷に加えて、燃油等の生産経費の増大等により漁業経営基盤は脆弱化しています。

これに対応するため、山口県漁協長門統括支店を中心として、後継者対策や全国的にも知名度のある「仙崎ブランド」の復活、高度衛生管理型の仙崎市場での一元集荷による競争力及び品質管理向上による魚価の向上等に積極的に取り組んでいるところです。

こうした経営基盤の強化と並行して漁場整備と漁港施設等の生産基盤の強化・長寿命化が必要となっています。

これまで、当地区の漁場整備は、沿岸漁業のための築磯、並型魚礁等の漁場造成を行ってきましたが、沖合漁業の沿岸への操業依存度の高まり等により、沿岸海域における漁場不足や漁場の競合が生じています。それらの解消を図るため、新たな生産漁場の整備と、本市地先の藻場の保全・造成に努めるとともに、北上する対馬暖流に乗って日本海を回遊するブリ、アジ等の回遊性魚類の滞留を促すことで有効活用を図ることのできる漁場の造成が必要となっています。

また、漁港施設等の強化・長寿命化対策として、老朽化施設の機能保全を図るとともに、地域防災計画と連携した高潮・高波対策等に係る漁港及び海岸保全施設の機能強化等も図る必要があります。

さらに、資源管理型漁業・つくり育てる漁業の定着と漁港機能の高度化の推進を図るとともに、計画的な種苗放流や種苗の生残率・採捕率の向上、水産物の高付加価値化を図ることが課題となっています。

エ 地域産業の振興

近年、人口減少や少子高齢化が加速し、地域経済が減退している一方、ライフスタイルの多様化が顕著で、特に消費経済活動において安さや品質、付加価値的なサービスの追求により手段や方法の選択肢が増え、購買力を維持し、市内消費を増加させるまでに至っていない状況です。

地場産業の活性化のためには、地域特産品や農林水産物等を活用するとともに、新たな流通の確立や観光の振興につながる販売方法と販路の開拓を進める必要があります。

また、水産物の安定した生産と産地流通機能を強化するため、流通組織の合理化を図るとともに、漁業後継者の育成と確保に努める必要があり、水産加工業の経営基盤の安定に努め、新たな特産品の開発に係る調査・研究を進める必要があります。

オ 創業・事業承継の促進

長期間にわたる景気低迷や農林水産業の不振は、地域経済に大きな打撃を及ぼすとともに地域の雇用の場を奪う形となっています。

地域社会において、雇用の確保は基礎的な条件ですが、深刻な経済状況下であり、大半の企業が経営規模の縮小を余儀なくされている状況です。

新たな取組にチャレンジする意欲や新たに起業、開業出店する動きがみられるため、起業・第二次創業を行う経営者や事業所で働く従業員、産業を支える消費

者を確保・育成することが必要です。

人材育成を含め若年担い手を生み出し、サポートする支援体制の強化、また、従業員等や外部からも事業継承を円滑に進めるための支援策も課題となっています。

カ 商業の振興

商工会や商工会議所による適時適正な経営指導や経営相談を行い、円滑な資金調達を図るため、融資制度を始めとする資金調達制度の斡旋、手続きを支援するとともに、利子補給や保証料を補てんするなど調達コストの軽減を図り、継続的な経営を助長する取組を行ってきました。

しかし、商工会や商工会議所に加入する会員は減少し、経営者の高齢化や後継者の不在等により、地域の商店数は減少傾向にあり、購買力の低下が続いていることや、集落が散在し、公共交通手段が乏しいため、高齢化に伴い日常の買い物に不便をきたす世帯も増加しており商業振興に向けた支援が必要です。

そのため、社会情勢の変化を見極め、消費者ニーズに合わせたサービスの展開等の総合的な支援施策の拡充を図ることで商業全体の活性化につなげて行く必要があります。

また、地域の顔として重要な役割を担った中心市街地は、空き店舗が増加するなど空洞化が進行しています。

キ 企業の誘致対策

本市においては、少子高齢化に加え若者の市外流出が進行し、生産年齢人口の減少に歯止めがかからない極めて深刻な状況下にあります。

生産年齢人口の減少に歯止めがかからない要因の一つとして、若者の求職ニーズにマッチした企業がなく、求人ニーズと求職ニーズとの相違が発生し、市内高校における就職希望の地元就職率も低い水準に留まっていることが挙げられます。

このまま生産年齢人口の減少が進めば、労働力の不足のみならず、消費市場と経済規模の縮小を引き起こし、それらが社会生活でのサービス低下を招き、更なる人口流出を引き起こすという「縮小スパイラル」に陥る危機性があります。

一方で、成人式でのアンケート調査では、市内で働くことに否定的でない回答が約6割を占めていることから、市内に若者が働ける雇用の場が創出されれば、若者の市外流出の抑制が図れることが期待されます。

ク 観光・レクリエーション

本市の観光客数は平成27年から令和元年までの5年間で120万6千人（49.9ポイント）の増加となりました。宿泊者数については4千人（▲0.8ポイント）減少しています。アメリカCNNの「日本の最も美しい場所31選」に取り上げられ国内外から注目を集める元乃隅神社や道の駅センザキッチンの開業等により、観光客数は約2倍に伸びました。しかし、翌令和2年から世界的規模で流行した新

型コロナウイルス感染症は、本市のみならず国内外の観光に大きな影響を与えています。宿泊者数についてもほぼ横ばいの状態でしたが、長門湯本温泉観光まちづくりのハード事業の完了とコロナ流行が同時期となるなど、厳しい状態が続いています。

人口減少がさらに加速し、地域経済が縮小していくとともに、コロナ禍において観光ニーズの多様化が進む中で、全国的な観光の流れは、新しいひとの流れの活発化による観光地域づくりに向かっています。本市は、「青海島」、「千畳敷」、「棚田」等美しい景観資源や、金子みすゞや香月泰男に代表される文化的な観光資源、さらには、「長門温泉郷五名湯」等、他に誇れる豊富な観光資源があり、これらを活かしたアウトドアツーリズム等、様々なツーリズム事業の拡充が、人口減少下またウィズコロナ・ポストコロナの時代においても活力を維持できる観光地域づくりとして期待されています。

また、インバウンド需要の回復期には、訪日外国人の都市部から地方への誘客を図るため、地域間競争が益々激化していくことが想定されます。本市においても魅力的な景観や良質な温泉等を通して世界の人々の訪問を心待ちにしているところですが、県内の主要交通拠点である新山口駅や山口宇部空港からの交通アクセス体制や経営者の高齢化、施設の老朽化等の受入体制には大きな課題があります。

(2) その対策

ア 農業

- 1 営農効率の一層の向上を目指して土地生産基盤の整備を実施します。

小規模のほ場整備、ため池改修、かんがい用排水路や頭首工の改良を進めるとともに、農地保全整備や農道の改良、舗装を実施します。

- 2 生活環境基盤を整備し、暮らしやすい農村づくりに取り組みます。

農産物のブランド化を進めるとともに、販路の体制を構築し、地域農業の活性化を目指します。併せて、水産物等を一元的に販売するとともに、地域の観光情報の一元的発信拠点である道の駅センザキッチンを活用し、都市と住民との交流を推進していきます。

- 3 営農に関する政策的事業に取り組みます。

農村振興基本計画を推進するとともに、担い手対策を重点的に推進し、集落営農を行う農業生産法人の設立、運営を支援します。

農業機械の共同利用やスマート農機の導入による生産コストの低減を図り、また、育苗センター、農産物集出荷施設機能の充実を図るとともに、JA や農業生産法人等を助成する事業に取り組みます。

畜産においては、特に優秀な黒毛和牛の増頭と牛肉のブランド化を目指し、市有牛制度を継続します。また、水田放牧を推進し労力の軽減を図ります。

一方、畜産農家から発生する堆肥の還元と、飼料作物の提供による耕畜

連携を推進し、資源循環型農業の構築を目指します。

さらに、棚田地帯の遊休農地対策として日本型直接支払制度を活用し、棚田の維持と地域の活性化を目指します。

また、特産品の付加価値向上を目指し特産品開発活動に取り組みます。

4 都市農村交流事業による地域の活性化を図ります。

住民の活力を發揮しグリーンツーリズムの活動に取り組む地域を支援し、関係人口の増加を図っていきます。

5 市内広域に鳥獣被害防止に向けた取組を行います。

近年深刻となっている農作物の鳥獣害対策として、市内一体的に半恒久的防護柵の設置を行い、農林産物の被害防止および被害による営農意欲の低下や耕作放棄地の防止を図っていきます。

イ 林業

本市では平成 29 年に林業成長産業化地域構想を策定し、林業・木材産業成長産業化推進協議会を立ち上げ持続可能な森林経営を目指した取組を始めました。

これにより令和 2 年度には林業・木材産業の司令塔となる一般社団法人リフォレながとを設立しました。この法人を中心に持続可能な森林経営を達成するための課題に対応する森林資源・利益の循環システムの構築、木材利用のサプライチェーンの構築及び担い手の育成を進めていきます。

ウ 水産業

新しい時代に適応した魅力ある漁村づくりを促進するため、水産業界を担う漁業生産者等と一体となって総合的な取組を行う必要があります。そのため、「長門市水産業振興計画」、「長門地域(仙崎漁港)水産物流通機能高度化対策基本計画」、水産業界が一体となって策定した「仙崎ブランド構築計画書」、漁協、県、市で構成された長門地区地域水産業再生委員会が策定した「浜の活力再生プラン」に基づいて、市場の拠点化や高度衛生管理等による競争力のある市場を活用し、生産者・漁協・仲買業者・加工業者・行政が一丸となって水産物の付加価値を高め、適正な魚価形成、流通の効率化と水産物の安定した供給体制づくりによる地区水産業の持続的発展を目指し、長門市水産物需要拡大総合推進協議会を中心とした販売・流通力強化策に力を注ぎます。

また、大都市圏への販路開拓やセンザキッチンを活用により漁業者の所得向上を図り、水産業の活性化を推進します。

生産基盤の整備については、栽培魚種や天然稚魚の漁礁・増殖場の整備を進めます。

さらに、漁業生産と漁業経営の安定を図るため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業等、栽培漁業振興の取組を進め、比較的近い漁場での定着性魚種の漁礁や増殖場設置事業、放流用稚魚・稚貝の育成・放流を推進していきます。

漁港施設等については、特定漁港漁場整備事業、水産基盤整備事業及び強い水

産業づくり交付金事業等による整備を進め、安全・安心で、さらに衛生的な漁港機能の高度化を図るとともに水産加工・冷凍施設等による水産製品開発等に向けた取組を行います。

施設の機能保全については、水産物供給基盤機能保全事業による機能保全計画による適切な管理を行い既存施設の長寿命化を図るとともに、地域防災計画と連携した高潮・高波対策等に係る漁港及び海岸保全施設の機能強化等を図り、効率的な施設の管理を行うことで持続可能な漁港漁村環境を目指します。

漁業後継者の育成・確保については、新規就業希望者の確保、技術指導・研修体制の整備を進めるとともに、青年グループ等の漁業後継者の組織強化を促進や、研修・交流活動を活性化させるなど、漁業の担い手づくりを積極的に推進します。

エ 地域産業の振興

本市には他地域よりも秀でた地場産業があり、関連業種の産業を集積しながらも、域内での取引が希薄であるため、域外への資金流出につながっています。

このようなことから、産業間連携の仕組みを確立し、継ぎ目のない連携を促すことで産業間の有機的な結び付きによる強固なサプライチェーンの構築及び資金の域内循環につなげ、地域資源の付加価値を高めることにより新規事業の展開や新たな販路の拡大を図ります。

また、中小企業の持続的な成長を促進するため、デジタル技術の活用や新事業展開によるビジネス変革の取組を支援します。

オ 創業・事業承継の促進

産業振興を図るためには、本市の課題である若者の市外流出を抑制し、産業活動を支える人材を確保・育成していくことが不可欠です。また、市内事業者・経営者の高齢化が深刻であることに加え、慢性的な労働力不足が本市の経済成長を阻害しています。

このような状況を改善するため、多様な力を活かすための人材マッチングの強化や新規就業に係る支援策の充実を図り、産業活動を支える人材の確保及び技術・事業の承継に努めます。

また、市内企業の事業拡大を応援するとともに、生産性の向上に資する投資やビジネス機会の創出等に対して支援します。

カ 商業の振興

商工業者の団体である商工会や商工会議所は、商工業者の情報交換や交流、人材育成、親睦の場であると同時に、市民や地域住民との共存共栄の場でもあります。商工業者の自主的な活動の組織であり場でもある商工会等の活性化を図るとともに、商工会活動を通じて様々な情報提供、経営相談、資金提供や地域商業の振興、各種商工者団体の育成を図ります。

また、融資制度の充実や経営者の経営力・企画力を高める各種交流会・研修会

を開催することによって、商店経営の近代化を図ります。

商業施設と商店街がそれぞれの特色を生かし、ともに発展することで地域経済が活性化し、賑わいが創出されるよう必要な支援を行います。

キ 企業の誘致対策

人口減少下でも持続可能なまちの実現に向けて、若者の市外流出を抑制するとともに、市外から若者の流入を促進し、生産年齢人口を獲得するため、企業誘致及び市内企業の立地促進に取り組み、新たな雇用の創出を図っていきます。

ク 観光・レクリエーション

これからの観光施策は、これまでのように観光客の増減よりはむしろ、観光が地域に及ぼす経済効果や、観光によって地域がどれだけ元気になったかが問われることとなります。現在の「第2次長門市観光基本計画」を改訂し、これまでの観光施策に「ながと6G構想」の考え方を盛り込み、「観光産業の発展」という位置づけに立った中長期的な取組を目指していきます。

また、本市の持つ美しい自然景観資源、文化的景観資源、長門温泉郷五名湯を連携させ、滞在時間の延伸や宿泊につながる滞在コンテンツの充実や受入体制の整備を図るとともに、県内の主要交通拠点であるJR新山口駅や山口宇部空港からの交通アクセスの改善を図っていきます。

観光地ごとの観光振興については、「第2期長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進により、地域経済を循環させる仕組みづくりを構築し、交流人口の拡大による地域活性化を図っていきます。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
市内認定農業者の数	120人（R2）	120人（R8）
新規漁業就業者数	2人（R2）	15人（R8）
地元への就職者の割合	24.0%（R1）	41.0%（R8）
地域旅参加者数	151人（R2）	24,000人（R8）
宿泊客数	34万人（R1）	80万人（R8）

(3) 事業計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	県営中山間地域総合整備事業 鳥獣侵入防止柵設置 集落道整備	山口県	
		県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型） 施設整備 実施設計	山口県	
		県営農業競争力強化基盤整備事業 区画整理工 暗渠排水工 鳥獣侵入防止柵設置	山口県	※暗渠排水工事業分対象外
		県営農地耕作条件改善事業 浅層暗渠工事 区画整理	山口県	※暗渠排水工事業分対象外
		県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 施設整備	山口県	
		県営農村地域防災減災事業 ため池整備 橋梁耐震	山口県	
		I o T等活用農業推進事業	長門市	
		多面的機能支払交付金	長門市	
		中山間地域等直接支払交付金	長門市	
		県営農業基盤整備促進事業	山口県	
	林 業	市有林造林事業 造林・保育施業	長門市	
	(2) 漁港施設	県営漁港ストックマネジメント事業 仙崎漁港防波堤補修調査設計・補修工事、水域施設保全計画策定等 川尻漁港橋梁補修調査設計・補修工事、水域施設保全計画策定等	山口県	
		海岸保全施設機能強化事業	長門市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
産業の振興	(2) 漁港施設	県営漁港建設改良事業 仙崎漁港照明施設改良工事 川尻漁港照明施設改良工事	山口県	
		県営漁港海岸環境整備事業 さわやか海岸附帯施設工事 仙崎漁港海岸護岸工、フラップゲート工 等 川尻漁港海岸護岸補修工 等	山口県	
		仙崎漁港漁業資源増進モデル事業	山口県	
		漁港施設整備事業 小島B防波堤地質調査 小島漁港ゲート改修工事 通西町護岸修繕工事	長門市	
	(5) 企業誘致	三隅地区工場用地整備事業	長門市	
		戦略的産業基盤強化事業 I T拠点施設	長門市	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光地松くい虫防除対策事業	長門市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	農地集積・基盤強化推進事業	長門市	
		就農円滑化対策事業	長門市、各新規就農者	
		新規就業者等産地拡大促進事業	営農組合、農業法人、J A長門大津、認定農業者等	
		担い手複合経営推進事業	長門市	
		林業法人運営支援事業	林業法人	
		ながと産木材サプライチェーン構築事業	林業法人	
		長門の森をつなぐフォレストクリエイター支援事業	林業法人	
林業成長産業化地域創出モデル事業		林業法人		

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業	林業成長産業化推進事業	林業法人	
		木育推進事業	民間	
		種苗放流事業	長門市	
		長門市水産物需要拡大推進事業	長門市	
		長門地域栽培漁業推進事業	長門市	
		ニューフィッシャー確保育成推進事 業	長門市	
		漁業就業者経営自立化促進事業	長門市	
		外海地区水産環境整備事業	山口県	
		戦略的産業基盤強化事業	長門市	
		創業等支援事業	長門市	
		中小企業長期経営安定資金融資保証 料補助金	長門市	
		長門市しごとセンターを核とした地 域未来創造事業	NPO 法人つな ぐ	
		ながと賑わい創出支援事業	民間	
		ビジネスチャレンジ応援事業	商工会議所	
		高齢者就業機会確保事業	シルバー人 材センター	
		長門市商工会・商工会議所補助事業	商工会・商工 会議所	
		地域雇用創出事業	長門市	
		ながと特産物振興事業	長門市・民間	
		若者起業家支援事業	民間	
		海・山・人が織りなす新たな旅のス タイル創造事業	長門市	
観光基本計画策定事業	長門市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業	広域観光推進事業	長門市	
		ながと国際観光推進協議会事業	長門市	
		種苗中間育成事業	長門市	
		スポーツを活用した地域活性化推進 事業	長門市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区分	業種	計画期間	備考
長門市全域	製造業、農林水産物等販売業、旅 館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市においては、基幹産業における後継者不在や従業員の高齢化、さらには消費減退による地域経済への悪影響等、年々厳しさを増す環境であり、如何に対処していくかが喫緊の課題です。

また、経済のグローバル化やICT化に加え、新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな日常」の生活様式等、激変する社会経済情勢に柔軟かつ、スピーディに対応することが求められています。

市内全域のネットワーク網は整備から相当年数を経ており、経年劣化が著しいため、防災の観点から、光ファイバー網の整備を進め耐災害性強化に取り組んでいるところです。

このほか、市の防災行政無線施設(同報系)のデジタル化は完了したものの、依然として災害時等に孤立が想定される地区があることから、情報通信施設・設備の多重化を促進する必要があります。

(2) その対策

光ファイバー網の整備により、次世代型の超高速通信に対応した通信基盤を確立することができ、都市部との情報格差の解消や ICT の活用促進を図ること、さらには、IT 関連企業やサテライトオフィス等の企業誘致を積極的に進めることで、市内産業の活性化や雇用の確保、移住につながる関係人口の拡大につなげ、持続可能な地域づくりに取り組みます。

また、行政においては、社会全体のデジタル化に向けた取組のほか、市民生活はもとより、教育や医療、福祉などの様々な分野で幅広く活用されるよう努めます。

さらに、平時・災害時に必要な情報を安定的に提供していけるよう、老朽化が進むケーブルテレビ施設や設備の更新について、計画的に設備投資を行うことで放送・通信サービスの充実に取り組みます。住民各世帯に設置する音声告知端末機の整備と併せ、デジタル対応による防災行政無線施設（同報系）の維持・管理と、災害時等に孤立が想定される地区の情報伝達システムの多重化を図ることを検討します。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
行政手続きのオンライン化	5 件（R2）	35 件（R7）

(3) 事業計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
地域における情 報化	(1) 電気通信施設 等情報化のための 施設 有線テレビジ ョン放送施設	光ファイバー網整備事業 FTTH 化工事（設計・監理・機器・ 整備）	長門市	
	(2) 過疎地域持続 的發展特別事業	長門地区告知端末整備事業 告知端末更新（音声告知端末保守）	長門市	
		防災対策費 防災行政無線保守・点検業務	長門市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 国道・県道・高規格道路

本市の国道は、山陰道の一部をなす「萩三隅道路」をはじめ、市を東西に横断する 191 号と、中心部から山陽地域への連絡道である 316 号、さらに、西部と関門地域を結ぶ 491 号の 3 路線があります。これらの国道に加えて、主要県道 7 路線、一般県道 13 路線で市内の幹線道路網を形成しており、市の観光や産業振興に大きな役割を果たしています。県道の整備状況は、改良率 77.0%、舗装率 99.7% となっています。

また、県道下関長門線の線形不良区間の解消、俵山地区の災害時の孤立化解消を目的とし、令和元年 9 月に長門俵山道路が開通しましたが、山陰道の未整備区間についても、ミッシングリンクの解消に向けて早期事業化が必要となります。

イ 市道

市道は、1,363 路線、実延長 648km が生活道路としてネットワークを結んでおり、その整備状況は改良率 57.0%、舗装率 92.1% となっています。県の都市部平均値と比較すると、改良率、舗装率ともやや低くなっており、集落間を結ぶ幹線、公共施設に通ずる道路、集落内の幹線道路について積極的に整備していく必要があります。道路整備は市民生活の利便性の向上や、地場産業の発展等の経済効果の面においても重要な役割を果たしており、今後も優先度及び緊急度を考慮し全市的な視野で整備していかなければなりません。

ウ 農道

平成 13 年に長門・大津広域営農団地農道が完成し、農産物の集出荷及び地域住民の生活道路として利用されていますが、大型車両の通行量の増加により路面の損傷が著しく、法面についても悪化している箇所も一部あります。また、平坦地の農道整備は、ほ場整備事業の進捗にあわせて一体的に整備されていますが、棚田急傾斜地においては、地すべり危険地区に指定されているところが大半を占めており、面的な整備が不可能であることから整備が遅れています。傾斜地に立地する棚田においては、農作業、農業資材の搬入出、農産物の出荷等に多大な労力を費やしており、特に農道の整備、改良を進め、農地の有効的な利用を促進しなければなりません。

エ 林道

林道の開設・改良は、必要に応じて逐次行っていますが、林道密度は 1.0ha 当たり 6.1m と整備が遅れているのが現状です。水源の涵養機能・地球温暖化対策・国土保全等森林の持つ多面的機能を発揮させるため、間伐等森林施業を積極的に実施していくとともに、林業成長産業化に向け、主伐再生林を推進し、山林所有

者への利益還元システムを構築していく上で、森林施業の効率化・加速化を図るために林道及び作業道の整備が重要です。

オ 公共交通対策

本市の鉄道は東西に JR 山陰本線が走り、それにほぼ平行して国道 191 号が走っています。また、南北には JR 美祢線が長門市と JR 山陽本線厚狭駅を結んでおり、それにほぼ平行して国道 316 号が走っています。市内の JR 駅は 10 駅ありますが、長門市駅を除いてはすべて無人駅であり、乗車人員も年々減少している状況にあり、このままでは大幅減便若しくは廃線という可能性も現実味を帯びてきています。

バス交通については、東西に、西は油谷向津具半島の先端から、東は萩市・美祢市から三隅を通過して、それぞれ長門市の中心部に向かう路線と、南北に、北は青海島から、南は下関市から俵山を通過して、同じく長門市の中心部に向かう路線があります。

人口減少や自家用車の増加により、年々、生活バスや鉄道等の公共交通機関の利用者数は減少していますが、公共交通機関は、高齢者や児童等、自家用車を利用できない人にとって、通勤・通学や通院・買い物等生活に欠くことができない重要な交通手段です。バス路線については、乗客数減から運行を維持するための支援要請がなされており、地域の実情に即した持続可能な公共交通体系の確保に努める必要があります。

また、高齢化率の高い中山間地を多く擁する本市においては、交通弱者と並行して買い物弱者の移動手段の確保についても検討する必要があります。

(2) その対策

ア 国道・県道・高規格道路

本市においては、豊富な農林水産資源や豊かな自然景観、文化、歴史的財産、温泉等の観光資源を活かし、地域の自立的発展や活力ある地域づくりを進めるため、道路は欠くことのできない社会資本です。

特に山陰地域と山陽地域や九州圏の玄関口である下関市と長門市を連絡する高規格幹線道路として位置付けられている山陰道（長門～下関）については、地域経済の活性化はもとより、災害時の孤立の解消や救急医療等、地域住民の安全・安心の確保のためにも必要不可欠な道路であり、その早期整備は喫緊の課題であります。今後も県との連携のもと早期事業化を要望していきます。

イ 市道

市民生活に密着した幹線道路を中心に、利便性の向上及び災害時の避難路や緊急車両両通路の機能を有した道路ネットワークの整備を行い、安全・安心な道路環境の構築を基本として整備を行うとともに、将来の本市の重要動向を見据え、都市計画マスタープランと整合性を保った道路網の再構築に取り組みます。

ウ 農 道

農地の有効的な活用を図るため農道の整備を促進するとともに、広域農道については、状態が悪い箇所を優先的に県営事業等の活用により舗装等を実施します。

特に棚田地区においては、農地の粗放化が深刻な問題となっていることから、景観に配慮しながら整備を促進します。また、未舗装農道については日本型直接支払制度による地域主体の取組を推進し、有効な補助事業等を積極的に活用した計画的な舗装や改修を実施します。

エ 林 道

森林施業の効率化・加速化のためには、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及及び定着を図ることが必要であり、このために、林道と作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進します。

オ 公共交通対策

公共交通の確保・充実については、市民・事業者・行政の協働による暮らしを支える公共交通の構築を図ることとし、「長門市地域公共交通網形成計画」に基づき、令和2年度から、市内全域において、デマンド交通を主軸とする公共交通体系に再構築していくことで方針転換を図り、令和3年度・令和4年度の2カ年で計画的にデマンド交通を市内各地域に計画的に導入していきます。

鉄道については、利用者の減少が続いていますが、市民に対する「JR 利用促進」の啓発を行い、JR に対する便数確保の要望活動を続けます。

バス路線については、「長門市公共交通体系の再構築方針」に基づき、採算性・平均乗車率の悪いバス路線について、計画的に見直し（減便・廃線含む）、赤字幅の削減に取り組みます。減便することにより生じる移手段の確保（代替交通手段）については、デマンド交通を導入することにより、当面对応することとします。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
道路舗装率	92.1%（R1）	97.0%（R8）
デマンド交通の年間延利用者数	4,579 人（R2）	19,500 人（R8）

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	南方大浦線 (新設)	長門市	
		津黄線 (落石防止)	長門市	
		仏崎線 (改良)	長門市	
		白方大窪線 (改良)	長門市	
		白方西線 (改良)	長門市	
		築場隅田線 (改良)	長門市	
		稲石上小田線 (舗装)	長門市	
		青村津黄線 (舗装)	長門市	
		大内山上畑下線 (改良)	長門市	
		大内山上 2 号線 (改良)	長門市	
		狩宿 4 号線 (改良)	長門市	
		二位ノ浜 2 号線 (改良)	長門市	
		後滝線 (改良)	長門市	
		仙崎小浜線 (改良)	長門市	
		後原海岸線 (舗装)	長門市	
		下川西只の浜線 (改良)	長門市	
		湯免線 (舗装)	長門市	
		湯免迂回路線 (舗装)	長門市	
		白潟緑ヶ丘線 (舗装)	長門市	
		豊原中央線 (改良)	長門市	
土手正楽寺線 (改良)	長門市			
仙崎中央線 (舗装)	長門市			
湊中央 2 号線 (舗装)	長門市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	大清水石尺線 (舗装)	長門市	
		砂取中太の河内線 (舗装)	長門市	
		本郷畑線 (改良)	長門市	
		八ツ面江良線 (改良)	長門市	
		湊井出口線 (改良)	長門市	
		上政線 (改良)	長門市	
		湯之後線 (改良)	長門市	
	橋りょう	新橋 (改修)	長門市	
		見返橋 (改修)	長門市	
		蔵小田橋 (改修)	長門市	
		開作橋 (改修・撤去) (山本新開海岸線)	長門市	
		琴橋 (改修)	長門市	
		神出橋 (撤去)	長門市	
		麓橋 (改修)	長門市	
		迫谷橋 (改修)	長門市	
		縦の木橋 (改修)	長門市	
		久原橋 (改修)	長門市	
		平迫座頭線 1 号橋 (改修)	長門市	
		音信橋 (改修)	長門市	
		観瀑橋 (改修)	長門市	
山小根橋 (改修)	長門市			
仙崎江之川線 1 号橋 (改修)	長門市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備、交通手段の確保	橋りょう	上の原橋(改修)	長門市	
		開作橋(改修) (板持只の浜線)	長門市	
		鶴声橋(改修)	長門市	
		小島1号橋(改修)	長門市	
		黄波戸線1号橋(改修)	長門市	
		長崎東1号橋(撤去)	長門市	
		堀町橋(改修)	長門市	
		竹ノ鼻橋(改修)	長門市	
		泉橋(改修)	長門市	
		須川橋(撤去)	長門市	
		網田跨線橋(改修)	長門市	
		前角跨線橋(改修)	長門市	
		長久跨線橋(改修)	長門市	
	その他	みのが峠トンネル(改修)	長門市	
	(3) 林道	林道整備事業 勝屋谷2号線整備	長門市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業	バス路線運行維持対策事業	長門市		
	乗合タクシー運行事業	長門市		
	JR利用促進対策事業	協議会		
	長門市地域公共交通推進事業	協議会		
	二次交通対策費	長門市		
	公共交通施設維持管理事業	長門市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本市では、旧市町で運営していた2つの上水道事業（長門、油谷）と5つの簡易水道事業（俵山、三隅上、三隅中、三隅下、日置）を運営してきました。平成29年度からは、事業の更なる効率化を図るため、俵山簡易水道を除く全ての事業を1つの上水道事業（長門）へ統合して、1上水道事業と1簡易水道事業の2事業を運営しています。

令和3年3月末現在の給水人口は、30,427人で、普及率は、94.6%となっており、多くの市民に水道を供給しています。

施設面では、老朽施設の更新とともに、新たな水源確保事業（大河内川ダム）や、事業統合後の効率的な施設の配置・運用見直しなど、多様な課題を有しています。

また、経営面では、給水人口の減により給水収益が減少傾向にある一方で、大型建設改良事業計画や多額の企業債残高をかかえるなど極めて厳しい状況にあるといえます。

イ 下水処理施設

市の下水道は、公共下水道3処理区、農業集落排水11処理区、漁業集落排水3処理区を有しており、令和2年度末に農業集落排水2処理区（青海・開作）を公共下水道に編入し、令和3年度から供用したところです。

近年、各施設において老朽化による機能低下、処理人口の変動等の要因から更新整備の必要性が高くなっています。

また、厳しい財政状況から施設の更新整備の低コスト化や維持管理コストの縮減を図ることが強く求められています。

ウ 廃棄物処理施設

本市の廃棄物処理については、廃棄物の減量と資源の有効利用の拡大による循環型社会の形成、地球温暖化防止の観点から、平成29年4月から供用開始したりサイクル施設において古紙類をはじめ、プラスチック製容器包装類、紙製容器包装類の処理を、またリサイクルセンターにおいてビン、カン、ペットボトル等の資源ごみの分別収集により資源の有効利用に努めています。また、萩・長門清掃一部事務組合が管理運営する萩市との共同設置によるごみ焼却施設が、平成27年4月から供用開始し、環境保全の向上を図るとともに、可燃ごみの安全かつ安定的な焼却処理を推進しています。

一方、し尿及び浄化槽汚泥の処理については、平成28年4月から供用開始したし尿等前処理施設において処理した後、下水道処理施設に送り共同で処理を行っています。

人口減少や下水道の普及等により、し尿及び浄化槽汚泥の処理量については今後減少していくことが予想されますが、生活環境の保全に向け引き続き適切な施

設の維持管理が求められます。

エ 消防施設

近年の複雑多様化する各種災害に適切に対処し、地域住民の安全を確保するためには、老朽化した消防施設、設備、資機材の整備及び高機能通信指令装置の維持管理、並びに救急業務高度化への対応等、将来にわたって消防体制の充実強化を図って行く必要があります。

また、消防水利については、これまで「消防水利の基準」に基づき消火栓、防火水槽の整備が進められてきましたが、遠隔地及び家屋が点在する集落にあっては十分とはいえない現状から、発災時における消防活動に支障をきたさないため、今後も計画的に設置していく必要があります。

オ 公営住宅

本市では、20 団地 526 戸の市営住宅を有していますが、その多くが建築後 30 年以上を経過しており、バリアフリー化への未対応や内装設備の老朽化が見受けられ、現代ニーズとのミスマッチが生じており、近年は応募者数も減少傾向にあります。

そのため、用途廃止や統廃合により全体の管理戸数をコントロールしつつ、継続すべき住宅については、集中投資による長寿命化対策や住戸改善を引き続き推進していく必要があります。

カ 環境保全

地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の減少と砂漠化の進行、異常気象等、地球環境問題が私たちの生活や他の生物にも大きな影響を与えることが明らかにされています。国においても、平成 5 年に環境基本法により、環境の保全についての基本理念や各主体の責務が定められ、平成 15 年には環境教育推進法が制定、行政と民間が協働して環境教育・環境学習に取り組むこととされたところです。

本市は豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然環境は、市の発展振興を図る上での地域資源であるとともに、住みよい居住環境を形成していくための重要な要素でもあります。現状として、公害苦情等は少ないものの、公害の未然防止や発生源対策の推進が求められるとともに、環境保全の意識啓発や活動促進が求められています。

キ 市街地の整備

本市では、長門地区及び三隅地区を都市計画区域に指定し、計画的な土地利用規制や都市計画施設の整備に取り組んできました。特に長門地区では用途地域を指定して中心部における計画的な市街化に取り組んでいます。

平成 26 年度には都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として「都市計画マスタープラン」を策定しました。今後はこのマスタープラン

で目標としている本市の将来像の実現に向けた取組が必要となります。

また、平成 28 年 4 月 1 日に景観行政団体となり、平成 31 年 3 月に長門市景観計画の策定や長門市景観条例を制定するなど、本市が目指すべき将来のあり方を明確化し、長門市らしい良好な景観まちづくりの推進に取り組んでいます。

ク 公園

本市は、2つの都市公園をはじめ、総合運動公園やダム公園、展望公園等の公園を有しています。また、平成 29 年 4 月には、災害時の避難場所として活用できるながとスポーツ公園が供用開始され、サッカーやラグビーができる芝のグラウンドやジョギングコース、グラウンドゴルフ場が整備され、子どもや高齢者が気軽に利用できる公園が誕生しました。

公園の充実は図られましたが、その多くが老朽化しており、計画的な維持管理が必要となっています。

(2) その対策

ア 水道施設

水道事業においては、給水収益の減少や老朽化施設の更新需要の増加等、課題が山積みする中で、公営企業として積極的な経費削減や経営の効率化を図るため、令和 3 年 3 月に策定した中・長期的な長門市水道・簡易水道事業経営戦略に基づき、経営の健全化に取り組んでいきます。

将来を見据えて事業を安定的に継続していくため、配水系統の見直しを視野に入れながら、老朽化が進む浄水場や配水池、管路の更新整備を計画的に行います。

イ 下水処理施設

下水道事業においては、水道事業同様に令和 3 年 3 月に策定した長門市下水道事業経営戦略をもとに、経済的かつ合理的な施設整備を推進します。市街地においては主要幹線に連なる枝線管渠の整備を推進し、更なる普及率の拡大を図ります。

また、これまでの管更正や機器類の更新だけではなく、近接する集落排水処理区域を再編して施設の統廃合を含めた更新整備を進めていく必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

平成 27 年度から供用開始したごみ焼却施設については、萩・長門清掃一部事務組合による適正な運営を行うことができるよう財源確保に努めるとともに、平成 29 年度から供用開始したりサイクル施設を含む廃棄物処理施設については、計画的に点検、修繕等を行い、維持管理をしながら安定した処理能力を維持できるよう努めます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理についても、平成 28 年度から供用開始したし尿等前処理施設の適正な維持管理を行うことにより、安定した処理能力を維持し、生活

環境の保全に努めます。

エ 消防施設

消防署における消防車両、資機材については、老朽化が著しいものから順次更新設置します。災害時における防災拠点施設として、老朽化した西消防署庁舎の建設を進めます。

また、救命率のさらなる向上を図るため、救急現場に居合わせた人（バイスタUNDER）による自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた応急手当の普及啓発を図ります。

消防団活動については、長門市消防団車両及び機庫整備計画に基づいて、順次車両や施設の整備を進めます。また、防火水槽や消火栓についても水利不便地域を解消するよう計画的な設置を推進します。

オ 公営住宅

市営住宅については、「長門市営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化や居住環境の悪化が著しい既設の住宅について、用途廃止や統廃合といった計画的な更新を推進するとともに、外壁・内装・設備等の住戸改善改修を実施しながら、ライフサイクルコストの縮減と、多様な世帯が安心して暮らせるよう、ストックの有効活用と居住水準の向上を図ります。

カ 環境保全

市民が健康で快適な生活を確保できるよう、地域の快適環境づくりに努めるとともに、地球規模の環境保全を推進していくため、関係機関とも連携し、法及び基準の順守を励行するように指導強化に努めます。市が自ら策定した地球温暖化対策地方公共団体実行計画を着実に取り組むことで、市民、事業者等の自主的な取組を促すとともに、環境啓発活動を進めながら、省エネルギー、再生可能エネルギーの活用を積極的に進め、環境保全に努めます。

キ 市街地の整備

都市計画マスタープランで定めた将来像「自信と笑顔にあふれた元気都市ながと」を実現すべく示した重点的施策として、中心エリアの形成や拠点づくりの促進、広域幹線道路の整備、都市計画の総合的な見直し、災害に強い都市づくりの推進を図るとともに、長門市景観計画に沿ってより良好な景観形成の取組を図ります。

ク 公園

市民の憩いの場、子どもたちの安全な遊び場として整備した長門市総合公園や市の中心部に不足していた屋外スポーツ施設であるながとスポーツ公園を良好に維持管理していくとともに、今後も緑の基本計画に基づき、緑の保全、公園の整

備、公共施設や民有地の緑化、市民の意識啓発等を含めた施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に推進していきます。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
水道有収率	77.5%（R2）	84.2%（R8）
リサイクル率	33.2%（R2）	34.8%（R8）
消防水利の整備率	46.0%（R2）	48.0%（R8）
市営住宅長寿命化実施率	30.4%（R3）	51.5%（R8）
都市公園およびスポーツ公園の利用者数	84,026人（R2）	100,000人（R8）

（3）事業計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考	
生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道整備事業 水道水源開発事業(大河内川ダム)	長門市		
		上水道整備事業 湯本浄水場整備事業	長門市		
		上水道整備事業 長門地区水道施設改良・更新事業	長門市		
		上水道整備事業 油谷地区水道施設改良・更新事業	長門市		
		上水道整備事業 三隅地区水道施設改良・更新事業	長門市		
		上水道整備事業 日置地区水道施設改良・更新事業	長門市		
	簡易水道	簡易水道整備事業 俵山地区水道施設改良・更新事業	長門市		
		(2) 下水処理施設 公共下水道	東深川浄化センター施設改築更新事業	長門市	
			東深川処理区管渠改築更新事業	長門市	
			東深川処理区雨水幹線整備事業	長門市	
			東深川処理区管渠整備事業	長門市	
			農村集落排水施設	農業集落排水施設改良・更新事業	長門市

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
生活環境の整備	その他	合併処理浄化槽設置事業 5人槽(高度)・7人槽(高度)・ 10人槽	長門市	
		漁業集落排水施設改良・更新事業	長門市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃運搬施設等整備事業	長門市	
	(5) 消防施設	消防施設等整備事業(常備消防) はしご車 1台 消防ポンプ車 1台 資機材搬送車 1台 高規格救急車及び高度救命処置 用資機材一式 1台 災害対応特殊救急車更新 1台	長門市	
		消防施設等整備事業(非常備消防) 消防ポンプ車 3台 小型動力ポンプ付積載車 6台 小型動力ポンプ 4台	長門市	
		消防施設等整備事業(非常備消防) 消防機庫建設事業 1ヶ所	長門市	
		消防施設等整備事業(常備消防) 防火水槽整備事業 6基	長門市	
		消防施設等整備事業(常備消防) 高機能通信指令装置機器更新 消防指令センター共同運用事業	長門市	
		西消防署建設事業	長門市	
		(6) 公営住宅	公営住宅ストック総合改善事業 市営住宅の長寿命化工事 市営住宅換気扇設置事業	長門市 長門市
	(7) 過疎地域持続的発 展特別事業	合併処理浄化槽維持管理費補助事 業	長門市	
		買い物支援実証事業	長門市	
		ハザードマップ作成業務(WEB版 ハザードマップ保守)	長門市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	危険空家等除去補助事業	長門市	
		住宅ストック安心・快適促進事業	長門市	
		住宅・建築物耐震化促進事業	長門市	
		住まい快適リフォーム助成事業	長門市	
		市営住宅等解体撤去事業	長門市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

本市では、地域子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に努めています。

また、ファミリーサポートセンター事業の普及を図るため、利用助成金交付事業を実施するとともに、放課後児童クラブの利用時間の延長や対象年齢を小学校6年生まで拡大しています。

さらに、病児保育事業の充実やファミリーサポートセンター事業の普及を通して、不定期な保育ニーズへの対応に努めるとともに、すべての児童が健やかに育てられるよう、児童虐待の防止に向け発生予防から自立支援まで一連の対策に努めています。

放課後児童クラブは、クラブの利用を希望するすべての児童が利用できる体制を維持するため、指導員の確保や施設の拡充等が喫緊の課題となっています。

また、子育てをしながら就労している保護者の増加に伴い、企業に対して、働きながら子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が必要となってきます。

さらに、公立保育施設8園のうち3園が非耐震化施設であり、老朽化が著しいことから保育環境の改善を行う必要があります。

イ ひとり親家庭への支援

令和元年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、平成30年で13.5%と

前回調査から0.4ポイント改善したものの、依然として7人に1人の子どもが経済的に困難な状況となっています。また、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の貧困率は48.1%で、全体（12.6%）と比較し、約4倍となっています。

こうした中、県では「山口県子どもの貧困対策推進計画」を令和3年3月に改定し、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指しています。

本市においても、これまで各種保育サービスや児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、就業支援や資金貸付等の経済的支援や学習支援を行ってきましたが、生活上の様々な困難を抱え、経済的に厳しい状況であっても、子育てと生計を一人で担わなければならないひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、サービスの情報提供と相談体制の充実を図る必要があります。

ウ 地域福祉

近年、過疎化、核家族化、少子高齢化により人口の減少や高齢者世帯の増加等、家族の小規模化が進んでいることから、人と人とのつながりが希薄になり地域におけるお互いの助け合いや支え合いの機能が次第に低下しはじめ、特に小規模集落では、冠婚葬祭等の集落機能が昔のように果たせない状況となっています。

さらに、地域経済の低迷や過疎化の進行から、公共交通機関の縮小やスーパー等の撤退に加え、自動車の運転が困難な高齢者も増加していることから、買い物や通院等に交通手段を持たない、いわゆる「交通弱者」への対策も大きな課題となっています。

一方、青年層や中年層においても、非正規労働者やニート、ひきこもりが増加しており、将来の生活不安につながる新たな課題も社会問題化しています。

こうした状況の下、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるよう、お互いの多様性を認め合い、助け合い、支え合う気持ちをいかに「地域活動」に結びつけるかが重要であり、地域社会の再構築に向け、行政と市民が一体となった総合的な施策の展開が必要となります。

このため、地域に暮らす市民が身近な生活課題を自分たちの問題として捉え、自分たちで地域の問題解決を図るための組織づくりや取組が必要となっています。

エ 高齢者福祉

本市における高齢化率は43.5%（令和3年4月1日現在）と年々高くなっており、高齢化が進行している状況です。独居や要介護状態、認知症等の高齢者が増加する中、介護予防や高齢者を抱える家族への対策等が課題となっています。

また、高齢期を豊かで実りあるものにするための施策として生きがい対策、社会参加の促進等、高齢者が様々な活動に取り組めるよう支援体制の充実を図っていく必要があります。

オ 障害福祉

本市の障害者手帳所持者は、令和3年4月1日現在で2,305人、人口の7.0%を占めています。障害のある人や介護者の高齢化等に伴い、地域生活の継続が困難な状況になってきています。

本市は、障害のある人の生活の場や、自立を希望する者に対する支援の場等が不足しており、また、過疎化の進行から新規事業所の設置が困難な状況にあります。障害のある人が様々な社会活動に積極的に参加し、個性を發揮しながら、地域でいきいきと暮らすためには、地域生活における環境整備や在宅サービスの充実が早急に取り組むべき課題となっています。また、生涯を通じ住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らすことができるよう、地域におけるサポート体制を充実させていくことも重要な課題となっています。

カ 保健対策

急速に高齢化が進み、生活習慣病や認知症により要介護状態となる高齢者の増加が深刻な問題となっています。また、死因の半数以上をがん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が占めており、生活習慣の改善による予防対策が重要な課題となっています。

(2) その対策

ア 児童福祉

令和2年3月に、改定した「第2期長門市子ども・子育て支援事業計画」のもと、「子育て家庭への支援の充実」、「すこやかに生み育てる環境づくり」、「子どもの健全育成のための教育環境の整備」、「支援を必要とする子ども等への支援の充実」、「子育てと仕事の両立支援」、「安全・安心なまちづくりの推進」の6つを基本目標とし、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援を行政や地域が一体となって実施し、子育て環境の諸課題に取り組みます。

近年では、地域との関わりの希薄化や核家族化の進行等により、身近で気軽に相談できる相手が少なく、孤立化による子育てへの不安感の増加等を背景に、相談内容も一層深刻となっています。

特に初めての妊娠期は、産後、子どもが1、2歳になるまでの生活スタイル等がイメージしにくいことや、子育て支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に悩む母親も多い状況です。このような状況を踏まえ、出産前からの相談体制、情報提供を行う等、親しみやすく気軽に相談できる窓口体制の充実を図ります。

また、就学前の保育園や幼稚園における乳幼児保育・幼児教育の充実、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続していきます。

イ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対する施策の支援としては、「長門市子ども・子育て支援事業計画」のもと、子育て短期支援事業、保育サービス及び放課後児童クラブの利用に

際しての配慮等の各種支援策を推進しています。

また、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続していきます。

さらに、向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により就学が困難な学生に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金を推奨し、基礎的な学力の定着のための引き続き学習支援事業の充実を図り、ひとり親家庭の父または母が、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

ウ 地域福祉

地域に暮らす市民と行政の協働による地域福祉を総合的に推進するため「長門市地域福祉計画」の理念に基づき、社会資源を活用した総合的な福祉サービスの実現を目指します。

本市として、「地域福祉の主体は市民である」との認識のもと、市民が地域の中で問題を共有し自分たちの問題として捉え、「何が課題か」、「何が必要なのか」、「何ができるのか」など、問題を自ら解決していく地域福祉推進組織（地区社協）を設立しており、この活動が地域に定着・継続できるよう支援していきます。

さらに、行政、自治会、商店会、市民活動団体や事業所、市社会福祉協議会が連携し、誰もが利用しやすい福祉サービスの提供や仕組みを作ります。

とりわけ社会福祉協議会の果たす役割は大きく、地域福祉活動への参加やボランティア活動、福祉教育、まちづくり等の実績から地域福祉を推進するうえで重要なパートナーとして連携し、福祉の推進に努めます。

エ 高齢者福祉

高齢者やその家族が住み慣れた家庭や地域の中で安心して自立した生活が送られるよう、医療機関をはじめ、関係機関や民間事業所、地域住民と連携した地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進し、地域における様々なニーズの把握と、要望に応えるためのサービス基盤の充実を図ります。

また、高齢者に対する生きがい対策、社会参加の促進等については、老人クラブの運営や活動を支援するとともに、高齢者サロン等の多様な集いの場での活動を推進するなど、生涯現役づくりのための体制整備に努めていきます。

オ 障害福祉

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」のため、障害者自立支援協議会において、地域の支援機関等と連携し、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域の基盤の整備を進めていきます。

また、自立に向けた支援や社会活動の参加については、イベント等を開催し、

障害者自身が作成、販売までの一連の流れを体験するとともに、販売を通じて地域の人とふれあう機会の提供を行います。更に、個々の特性に合った就労支援を行うため、関係機関の連携支援体制の強化に努めます。

カ 保健対策

市民一人ひとりが主体的に実践する健康づくりを目指し、市民協働の理念を取り入れながら生涯にわたって健康でいきいきと過ごせるまちづくりを推進します。

そのために、妊娠期・乳幼児期・学童期・青壮年期・高齢期のすべてのライフステージごとに、食生活や運動等の生活習慣改善、こころの健康づくり等への取組のほか、がん検診・特定健診等の受診率向上に向けた体制の充実により健康寿命の延伸を図っていきます。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
ファミリーサポートセンター事業の提供会員数	72 人 (R2)	100 人 (R8)
要配慮者個別計画作成率	56.8% (R2)	70.0% (R8)
介護予防・生活支援サービス提供者数	28 事業所 (R2)	34 事業所 (R8)
生活困窮自立支援事業支援件数	17.0 件 (R2)	40.0 件 (R8)
特定健康診査受診率	33.5% (R1)	46.0% (R8)

(3) 事業計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	公立保育所施設整備事業	長門市	
	(2) 認定子ども園	認定子ども園施設整備事業	長門市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者福祉タクシー助成事業	長門市	
		地域見守り体制整備事業	長門市	
		障害者福祉タクシー助成事業	長門市	
		重度心身障害者医療費助成事業	長門市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	子育て支援対策事業 放課後児童等健全育成事業 地域子育て支援センター事業 ファミリーサポートセンター事業 病児保育事業 子育て短期支援事業	長門市	
		公共施設解体撤去事業(旧保育園)	長門市	
		福祉医療費助成事業	長門市	
		ちびなが商店街開催事業	長門市	
		三世代同居住宅支援事業	長門市	
		公的賃貸住宅家賃低廉化事業	民間	
		高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助事業	民間	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

少子高齢化の進行に加えて、日常生活を取り巻く社会環境の変化により、生活習慣病や精神症疾患等が増加傾向にあることから、安心して受診できる医療体制の確保が必要です。

本市の医療施設は、各地区ともその中心にあります。眼科、耳鼻科等の科目については、市の中心部に偏っています。医療機関まで10km以上の地区もあるため、高齢者等の交通弱者は、不便を強いられています。

また、初期救急医療体制の充実を図る目的から、長門市応急診療所を設置し、二次救急医療を担う市内3つの救急告示病院との連携の下、救急医療体制を確保しています。さらに、高度な医療を担う三次救急医療については、医療機関との連携やドクターヘリ等の救急体制により対応しています。

これからも医療需要に対応できる体制を確保するため、各団体及び関係機関の連携のもと、長門市応急診療所の円滑な運営の継続、市民への適切な医療受診の啓発

をすることが重要です。

このほか今後さらに進む高齢化及び人口減少に伴う、在宅医療等医療需要の変化への対応、産科医、小児科医不足、専門診療医の不足に対応していくため、県や医師会等関係機関との連携を図り安全・安心な医療提供の確保に繋げていく必要があります。

(2) その対策

医師会、関係団体と連携し、これからの医療体制確保のため、初期救急医療の受け皿である長門市応急診療所の運営、適切な医療受診の啓発を継続し、二次救急医療の負担軽減を図っていきます。

また、高齢化によりニーズの高まる在宅医療の推進に向けて、医療介護連携を推進していきます。

産科医、小児科医確保、専門診療医の確保については、第7次山口県保健医療計画及び、山口県地域医療構想等を基本指針に、県と連携して進めていきます。

さらに、SNS やビデオ通話を利用し、夜間（平日 18 時～22 時）に小児科医、産婦人科医、助産師と直接オンラインで医療相談や、24 時間いつでもメッセージや写真での相談・質問を行い 24 時間以内に回答を得ることのできる事業の実施により、小児科、産婦人科医と自宅で医療相談ができる体制を整えることで、休日夜間の適切な受診を促し、小児科医、産婦人科医の負担軽減を図り、過疎地域における小児科医、産婦人科医へのアクセス格差による保護者の育児不安の解消を図ります。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
長門市応急診療所の 1 日あたりの受診数	7.1 人 (R1)	7.5 人 (R8)

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1) 診療施設 その他	診療所設備等整備事業	長門市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医師確保対策事業 救急医療対策事業（病院群輪番制） 小児救急医療確保対策事業 産科医等確保支援事業 小児医療病床確保対策事業	長門市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	地域医療連携支援センター運営事業	長門市	
		応急診療所運営事業	長門市	
		地域医療啓発事業	長門市	
		オンライン健康医療相談事業	長門市	
		検診・健康診査委託事業	長門市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

児童生徒の数は、減少の一途をたどり、小学校については、市内11校のうち5校が複式学級を有し、そのうち4校は完全複式学級を編成しており、中学校についても、市内5校のうち2校で学年の学級数が1学級といった小規模化が進行しており、今後さらなる児童生徒数の減少が見込まれています。

また、高等学校についても、平成23年度に県立高等学校3校が統合され1校となるなど、市内の子どもを取り巻く教育環境は大きく変わってきています。

子どもの教育にとって、学習指導や人間形成の面から、適正な学校規模の確保は重要です。しかしながら、学校規模の確保を優先し統廃合を進めることは、通学区域が広がり、通学に係る負担が増すといった側面もあり、通学の安全確保の観点からも、慎重な検討が必要です。

また、学校施設については、建築後30年以上を経過した学校が多く、老朽化の進行とともに、大規模修繕が必要となる学校が多くなっていますが、多大な費用を要するため、財源の確保が大きな課題です。各学校とも雨漏りや老朽化した設備の故障等に伴う応急工事が多く、対応件数も年々増加しているところです。

加えて、校舎だけでなく、屋内運動場やプールについても、老朽化が進み、大規模修繕や設備の更新が必要となっています。

イ 生涯学習

急激な社会情勢の変化の中、働き方改革等により市民のライフスタイルは多様化し、生涯学習における住民ニーズも、幅広くまた高度なものとなっており、心

豊かな生活を求めて取り組む生涯学習活動は年々重要になっています。

そのような中、地域の生涯学習の拠点として、また学校・家庭及び地域社会との連携拠点として、市民が集う公民館や図書館に求められる役割も変化しており、多種多様化した住民ニーズに対応し、活力と潤いのある地域社会を実現するためには、行政だけでなく市民及び地域とともに対応できる市民協働による体制づくりが求められています。

ウ スポーツ振興

近年、余暇時間の増加や健康志向の高まりにより健康づくり、スポーツ・レクリエーションへの関心や期待が高まっています。

スポーツは、青少年の健全育成、地域社会の再生、心身の健康保持・増進、経済の活力創造等にも貢献するとともに、個人のライフステージに応じた様々な役割や効果が期待されます。

しかしながら、少子高齢化、情報化の進展、地域社会の空洞化、人間関係の希薄化等、社会環境の急激な変化と長寿社会の拡大、健康ブームの到来等による健康づくりへの意識の高まりなどにより、市民のスポーツに対するニーズは多様化しています。

また、施設整備はもちろんのこと多様化するスポーツに対応できる指導者の育成が急務となっています。

このようにスポーツを取り巻く環境が変化する中で、年齢・性別・障害の有無等を問わず、地域の絆を強めたり、生きがいを感じることが出来たり、健康を保持・増進することができるよう、広く市民がスポーツに関われる環境の整備を推進して行くことが求められています。

(2) その対策

ア 学校教育

本市では、「ながとに学び、未来（あす）に生きる～知・徳・体の調和がとれた「生きる力」の育成～」を学校教育の基本方針として、コミュニティ・スクールや地域協育ネット、小中一貫教育の取組をさらに充実・深化させ、地域総がかりの教育を推進しています。しかしながら、少子高齢化の進展や厳しい財政状況の中、児童生徒の教育環境については、未だ様々な問題を抱えており、特に施設環境の改善は、教育の振興を推進する上で、重要な課題となっています。

このため、令和2年3月に策定した「長門市学校施設長寿命化計画」に基づき、費用負担の平準化を図りながら、年次的・計画的に施設整備を推進します。

また、高校生の通学費の負担軽減を図ることにより希望にかなった高等学校へ進学しやすい環境を整えるなど、より良質な教育環境の整備を推進します。

イ 生涯学習

「人づくりはまちづくり」を基本テーマに生涯学習の場の提供のため、市民が主体的に学習できるよう、集いの場、学びの場づくりを推進するとともに、地域

コミュニティ、地域づくり、生涯学習の拠点施設としての役割を担いながら、公民館・図書館が、市民協働の拠点として利用者側の視点に沿ったより使いやすい施設となるように努めます。

また、地域づくりの活動拠点としての役割を効果的・機能的に行うため、今後も指定管理者制度等のアウトソーシングも取り入れた施設運営について研究を行うとともに、地域の方々の意見がより反映されるよう、公民館や図書館の企画運営に参画していただき、それぞれの特色がより発揮できるような体制づくり、住民の立場に立った、使いやすい公民館・図書館の実現を図ります。

ウ スポーツ振興

多様化するスポーツへのニーズに対応するために、市民のライフステージに合わせた健康づくりや生きがいづくりにつながる、指導者の養成や、各種スポーツ行事やスポーツ教室・健康づくり教室を関係機関とも連携し積極的に開催します。

また、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことのできる生涯スポーツ環境の実現を目指すために、総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。

本市の豊富な観光資源と文化資産にスポーツが有する多様な力を融合させるために、大規模なマラソン大会やサイクリングイベント等、地域の実情に即したイベントの開催により、スポーツを通じた更なる交流人口の拡大や地域活性化に取り組みます。

市内にあるスポーツ施設については、ほとんどの施設で建物の老朽化による不良等が発生していることなどから、多くの市民が良好なコンディションでスポーツに親しめるよう計画的な改修・整備に努めます。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率を上回っている教科・分野の割合（小・中学校）	100.0%（R3）	100.0%（R8）
生涯学習関連事業数	85 事業（R1）	90 事業（R8）

（3）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	三隅中学校管理教室棟学校トイレ改修事業	長門市	
		菱海中学校管理教室棟学校トイレ改修事業	長門市	
		日置中学校管理教室棟学校トイレ改修事業	長門市	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
教育の振興	(1)学校教育関連施設 校 舎	日置小学校管理教室棟学校トイレ 改修事業	長門市	
		浅田小学校管理教室棟学校トイレ 改修事業	長門市	
		明倫小学校長寿命化改修事業	長門市	
		仙崎中学校長寿命化改修事業	長門市	
		仙崎中学校管理教室棟 屋上防水 シート改修事業	長門市	
		三隅中学校管理教室棟 屋上防水 シート改修事業	長門市	
		仙崎小学校管理教室棟 屋上防水 シート改修事業	長門市	
		向陽小学校管理教室棟屋根防水シ ート改修事業	長門市	
	屋内運動場	屋内運動場照明 LED化改修事業	長門市	
		仙崎小学校屋内運動場屋根改修事業	長門市	
	屋外運動場	深川中学校グラウンド改修事業	長門市	
	水泳プール	仙崎中学校プール改修事業	長門市	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	長門市	
	給食施設	学校給食設備更新事業	長門市	
	その他	特別教室空調設備整備事業	長門市	
		通小学校高圧受電設備改修事業	長門市	
		仙崎小学校屋外学校トイレ改修事 業	長門市	
	(3)集会施設、体育施 設等 公民館	仙崎公民館・出張所整備事業	長門市	
		通公民館・出張所整備事業	長門市	
	体育施設	長門武道館改修事業	長門市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	体育施設	体育施設 LED 照明改修事業	長門市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	外国語指導助手 (ALT) 導入事業	長門市	
		スポーツ振興事業 スポーツ振興会補助金 長門市スポーツ少年団補助金	長門市	
		公共施設解体撤去事業 (通公民館、仙崎公民館ほか)	長門市	
		ICT 教育推進事業	長門市	
		楽しく学ぶ英会話支援事業	長門市	
		高等学校生徒通学費支援事業	長門市	
		学校給食食育充実事業	長門市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

日本社会が抱える人口減少、少子高齢化問題は、本市のような中山間地域では更に顕著に進行し、何も対策を講じなければ、集落機能の維持すらもままならない状況となるのが危惧されます。そこで自治会による合意形成を基に構成される新たな地域協働体の構築、集落点検・見守りを行う集落支援員の設置、地域づくりリーダーの養成を進めてきました。

現在、市内地域協働体設置面積は7割を超え、ほとんどの協働体に集落支援員の設置も進み、地域間、地域内で継続的に話し合いを行う土壌作りは出来ていると言えます。しかし、リーダーの高齢化、参画層の偏りがある協働体も少なくなく、地域協働体を設置はしたものの、イベント開催が主となり、本来の地域課題の解決に向けた話し合い、活動が進んでいない協働体も見受けられます。

(2) その対策

集落機能の維持・再生のため、地域協働体、集落支援員未設置地域においては、引き続き設置支援を行うとともに、設置地域においては、幅広い年齢層が参画し、自ら地域課題の解決に向けた話し合い、活動に向かっていけるよう国の制度を活用しながら

ら支援を継続していきます。特に地域を担う次世代のリーダー養成については、多くの地域が課題として挙げられますので、積極的に取り組む必要があります。

また、地域協働体の活動がイベントのみを行う団体とならないようそれぞれの地域の特色を活かし、魅力ある地域づくりを進めるため、自主財源の確保に向け、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス等の導入支援を行います。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
地域のまちづくり活動に参加している市民の割合	15.2%（R2）	30.0%（R8）
地域協働体制設置面積の全市に占める割合	80.0%（R2）	100.0%（R8）

（3）事業計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地区集会所建設費助成事業	長門市	
		集落機能再生事業	長門市	
		市民のキズナ創出事業	長門市	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

1 1 地域文化の振興等

（1）現況と問題点

ア 地域文化

本市ではこれまで、文化振興の拠点づくりと芸術文化活動の活性化のため、様々な施策を展開し「文化のまちづくり」を進めてきました。

近年、市民の芸術・文化に対する関心が強まり、自主的文化活動・芸術鑑賞へのニーズが高まっていることを受け、ルネッサながと、ラポールゆやと言った芸術文化施設では地域の伝統的な文化芸能の保存継承、自主的文化活動の積極的な支援を行う必要があります。

さらに、金子みすゞ記念館や香月泰男美術館は、観光拠点として地域活性化に寄与しています。

香月泰男美術館は、これからも香月画伯の郷土美術館としての役目を果たすため、施設整備、管理運営体制の充実を行う必要があります。また、金子みすゞ記念館

は、安定した入館者を迎える方策として、みすゞ通りを中心にまち並み整備を図り、仙崎一帯を散策させる回遊性をもたせ、市民と訪れる人々との交流も促進する必要があります。

これら市内に整備された各文化施設が連携を図りながらイベント等の魅力化づくりを進め、長門市から全国、世界へ情報発信されるよう、積極的な有効活用に向けた施策展開が将来にわたり必要となっています。

イ 文化財保護

ものの豊かさから心の豊かさへと人々の意識が変わり、余暇の時間を文化芸術の鑑賞等にあてる市民が増え、創造活動や交流活動等に生きがいを求め、地域で特色のある文化を育てる動きが高まっている中で、地域に残る伝統文化の保存・伝承、文化財の維持・管理等、地域独自の伝統文化の継承を支援してきました。特に本市には、赤崎神社楽棧敷や村田清風旧宅をはじめ数多くの国・県・市指定の文化財が存在しており、また、長州藩の財政立て直しに功績のあった村田清風の偉業を後世に伝える村田清風記念館、古式捕鯨を現在に伝えるくじら資料館等、地域の歴史文化や資料を保存・展示する施設が整備されています。

これまでは、文化財の保存や維持、伝承についての取組が中心とされてきましたが、近年は地域の活性化や交流人口の増加を目的に、地域の歴史的な文化遺産のさらなる保存と活用が求められています。また、これまであまり目立つことのなかった文化財についても、新たな魅力を見出し展示・発信する必要も生じています。

(2) その対策

ア 地域文化

ルネッサながとにおいては、舞台機能を十分に活かし、歌舞伎や文楽、能・狂言等の本格的な古典芸能を広く市民、県民に紹介することを事業の中心に据え、高度な文化・芸術イベント及び演劇資料等の展示を開催し、文化を媒体とした交流人口の拡大を促進し産業振興等地域の活性化を図ります。

ラポールゆやにおいては、経営ミッションである、地域住民による「私たちのラポールゆやづくり」の実践による支援体制を構築し、市内レベルの、住民が気楽に参加できる各種文化活動や小規模の文化・芸術イベントを開催することとします。

香月泰男美術館及び金子みすゞ記念館については、全国や山口県内の芸術家の連携を深める拠点として、また村田清風記念館やくじら資料館といった市内の文化施設と共に、地域連携・文化施設連携・民間交流を促進していきます。

市内の文化関係団体については、強化育成に努めるとともに芸術祭や文化祭等を実施し、発表の機会をつくることで創作活動を旺盛にし、サークル活動の活性化を図ります。

イ 文化財保護

地域の伝統文化の保存伝承のためには、市民に地域の文化財を知ってもらい、文化財愛護の意識向上を図る必要があることから、各公民館や文化施設と協力し様々な事業に取り組みます。

また、市民共有の財産である有形文化財や地域の祭り等で奉納・披露される無形民俗文化財、その他の無形文化財について、良好な維持・保存と伝承活動に対して引き続き支援していきます。

地域の活性化や交流人口拡大のためには、歴史民俗資料室の整備をはじめ、くじら資料館や村田清風記念館等の地域の歴史文化や資料を保存・展示する施設整備を行い、本市の魅力を学び、伝え、未来へ継承する拠点として、魅力的な企画展やイベントの開催、来館者に対する分かりやすい説明、地域住民を中心とした周辺のガイドサービス等のおもてなしに取り組んでいくとともに、観光と連携した事業を実施します。

地域で埋もれている文化財については、集約・整理・分類し、専門的な知見から再度魅力を掘り起し、市内外に向けて発信することで、新たな来訪者の増加に取り組みます。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
ながと歴史民俗資料室来場者数	762 人（R2）	1,500 人（R8）

（3）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興 等	（1）地域文化振興施設 等	ラポールゆや施設・設備等改修事業	長門市	
	地域文化振興施設	歴史民俗資料館（仮称）整備事業	長門市	
	（2）過疎地域持続的発展特別事業	地域文化育成支援事業	長門市	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

（1）現況と問題点

環境問題については、従来からある地球温暖化問題や近年の PM2.5 による大気汚染問

題等、様々な問題が生じており、地球や地域にやさしい持続可能な循環型社会を構築するため、さらなる省エネルギー対策や資源リサイクル、新エネルギー活用が求められています。

本市では、市指定ごみ袋にバイオマス原料を使用する取組を始め、職場や家庭で取り組む省エネルギー対策や、資源ごみ分別の周知・啓発、さらに住宅用省エネ設備設置事業、電気自動車用急速充電器設置事業等により、市民の地球環境に対する理解を深め、地球温暖化の防止に努めています。

しかしながら、新エネルギーや省エネルギー等の推進による地球環境対策に係るアンケートでは、市民満足度が未だ低く、個別の事業や取組については理解が進んでいますが、市民や事業所等全体への広がり不足しているため、より多くの市民に向けた周知・啓発が必要となっています。

(2) その対策

地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止のための様々な取組を引き続き進めていくとともに、市民や事業所に向けた周知・啓発活動を推進します。

【対策の目標】

指 標	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
CO2 削減量	3,602t-CO2 (R1)	3,327t-CO2 (R8)

(3) 事業計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業主体	備 考
再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	住宅用省エネ設備設置事業	長門市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

近年、未婚化・晩婚化の進行が顕著であり、これも出生数が減少に伴う人口減少の要因のひとつとなっていることから、効果的な結婚支援事業を進めることが必要です。

(2) その対策

縁結び対策事業を推進し、本市のイメージアップに結び付けるなど、出生数の増加や

若者の移住・定住の促進を進めます。

また、若い世代の結婚に対する経済的負担を軽減し、結婚における新生活のスタートを支援します。

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他地域の持続的発展に関し 必要な事項		出会い創出支援事業	長門市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、「長門市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの方針と整合性を図りながら適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業	定住促進対策事業	長門市	
		俵山交流拠点施設運営事業	長門市	
		健幸資源活用によるまち・ひとづくり事業	長門市	
		世界大会等長門市キャンプ招致事業	長門市	
2 産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業	農地集積・基盤強化推進事業	長門市	
		就農円滑化対策事業	長門市、各新規就農者	
		新規就業者等産地拡大促進事業	営農組合、農業法人、JA長門大津、認定農業者等	
		担い手複合経営推進事業	長門市	
		林業法人運営支援事業	林業法人	
		ながと産木材サプライチェーン構築事業	林業法人	
		長門の森をつなぐフォレストクリエイター支援事業	林業法人	
		林業成長産業化地域創出モデル事業	林業法人	
		林業成長産業化推進事業	林業法人	
		木育推進事業	民間	
		種苗放流事業	長門市	
		長門市水産物需要拡大推進事業	長門市	
		長門地域栽培漁業推進事業	長門市	
		ニューフィッシャー確保育成推進事業	長門市	
漁業就業者経営自立化促進事業	長門市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業	外海地区水産環境整備事業	山口県	
		戦略的産業基盤強化事業	長門市	
		創業等支援事業	長門市	
		中小企業長期経営安定資金融資保証料補助金	長門市	
		長門市しごとセンターを核とした地域未来創造事業	NPO 法人つなぐ	
		ながと賑わい創出支援事業	民間	
		ビジネスチャレンジ応援事業	商工会議所	
		高齢者就業機会確保事業	シルバー人材センター	
		長門市商工会・商工会議所補助事業	商工会議所・商工会	
		地域雇用創出事業	長門市	
		ながと特産物振興事業	長門市・民間	
		若者起業家支援事業	民間	
		海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業	長門市	
		観光基本計画策定事業	長門市	
		広域観光推進事業	長門市	
		ながと国際観光推進協議会事業	長門市	
		種苗中間育成事業	長門市	
		スポーツを活用した地域活性化推進事業	長門市	
3 地域における 情報化	過疎地域持続的発展特別事業	長門地区告知端末整備事業 告知端末更新(音声告知端末保守)	長門市	
		防災対策費 防災行政無線保守・点検業務	長門市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業	バス路線運行維持対策事業	長門市	
		乗合タクシー運行事業	長門市	
		J R利用促進対策事業	協議会	
		長門市地域公共交通推進事業	協議会	
		二次交通対策費	長門市	
		公共交通施設維持管理事業	長門市	
5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	長門市	
		買い物支援実証事業	長門市	
		ハザードマップ作成業務 (WEB 版ハザードマップ保守)	長門市	
		危険空家等除去補助事業	長門市	
		住宅ストック安心・快適促進事業	長門市	
		住宅・建築物耐震化促進事業	長門市	
		住まい快適リフォーム助成事業	長門市	
		市営住宅等解体撤去事業	長門市	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業	高齢者福祉タクシー助成事業	長門市	
		地域見守り体制整備事業	長門市	
		障害者福祉タクシー助成事業	長門市	
		重度心身障害者医療費助成事業	長門市	
		子育て支援対策事業 放課後児童等健全育成事業 地域子育て支援センター事業 ファミリーサポートセンター事業 病児保育事業 子育て短期支援事業	長門市	
		公共施設解体撤去事業 (旧保育園)	長門市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考		
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	過疎地域持続的発 展特別事業	福祉医療費助成事業	長門市			
		ちびなが商店街開催事業	長門市			
		三世代同居住宅支援事業	長門市			
		公的賃貸住宅家賃低廉化事業	民間			
		高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助事業	民間			
7 医療の確保	過疎地域持続的発 展特別事業	医師確保対策事業 救急医療対策事業(病院群輪番制) 小児救急医療確保対策事業 産科医等確保支援事業 小児医療病床確保対策事業	長門市			
		地域医療連携支援センター運営事業	長門市			
		応急診療所運営事業	長門市			
		地域医療啓発事業	長門市			
		オンライン健康医療相談事業	長門市			
		検診・健康診査委託事業	長門市			
		8 教育の振興	過疎地域持続的発 展特別事業	外国語指導助手(ALT)導入事業	長門市	
				スポーツ振興事業 スポーツ振興会補助金 長門市スポーツ少年団補助金	長門市	
				公共施設解体撤去事業 (通公民館、仙崎公民館ほか)	長門市	
ICT教育推進事業	長門市					
楽しく学ぶ英会話支援事業	長門市					
高等学校生徒通学費支援事業	長門市					
学校給食食育充実事業	長門市					
9 集落の整備	過疎地域持続的発 展特別事業			地区集会所建設費助成事業	長門市	
		集落機能再生事業	長門市			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業	市民のキズナ創出事業	長門市	
10 地域文化の振興等	過疎地域持続的発展特別事業	地域文化育成支援事業	長門市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	過疎地域持続的発展特別事業	住宅用省エネ設備設置事業	長門市	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		出会い創出支援事業	長門市	